

犬 山 市

下水道排水設備マニュアル

犬山市都市整備部下水道課

## は　じ　め　に

健康で快適な生活と美しい自然環境を守っていくうえで下水道は、生活環境の向上と市街地の健全な発展に寄与するための基礎的な施設であるにとどまらず、河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため欠くことができない施設です。

この下水道の施設は、管路施設、処理場施設及びこれらを補完するポンプ場施設等で構成されています。

また、下水道施設が整備されても家庭及び工場等から排除される下水を速やかに公共下水道へ排除する排水設備が完備されなければ、その施設の目的を達成することができません。

したがって公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者又は使用者などに、遅滞なく排水設備を設置するよう下水道法等で義務づけています。

このように排水設備は、極めて重要な役割を担っているため、これに携わる排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の方々の責務は重大です。

そこで、このマニュアルは、衛生的で支障がなく、経済的で誠実かつ迅速な施工ができるよう、排水設備工事等関係業務に従事する者として、知っておかなければならない法規、構造等について記述してあります。

責任施工で市民の信頼に応えるためにもマニュアルを熟知していただくことが、犬山市公共下水道の普及には欠かせません。

平成 29 年 4 月

令和 5 年 4 月改訂

# 目 次

## 第1章 総説

1	下水道の役割と目的	1
	(1) 生活環境の改善	
	(2) 浸水の防除	
	(3) 公共用水域の水質保全	
2	下水の排除方式	1
	(1) 合流式下水道	
	(2) 分流式下水道	
3	下水道の種類と用語	2
	(1) 下水道の種類	
	(2) 用語の意義	
4	供用の開始	4
5	犬山市の下水道	4

## 第2章 排水設備

1	公共下水道と排水設備	5
2	排水設備の分類	6
3	排水設備の設置	6
	(1) 排水設備の設置義務	
	(2) 受認義務	
	(3) 水洗便所への改造義務	
4	指定工事店制度	7

## 第3章 屋内排水設備

1	排水管	8
2	トラップ	9
	(1) トラップの構造	
	(2) トラップの種類	
	(3) トラップ封水の破壊	
3	ストレーナー	12
4	掃除口	12
5	水洗便所	12
6	阻集器	15
	(1) 阻集器の種類	
	(2) 阻集器の維持管理	
7	排水槽	16
	(1) 排水槽の種類	
	(2) 悪臭発生の原因	
	(3) 排水槽の維持管理	

8 通気	1 7
------	-----

## 第4章 屋外排水設備

1 設計の手順	1 8
(1) 事前調査	
(2) 排水方式の決定	
(3) 配管経路、ます、掃除口の選定	
(4) 雨水の排除方法	
2 排水管の設計	1 8
(1) 管種	
(2) 管径と勾配	
(3) 土かぶり	
3 ますの設計	1 9
(1) 汚水ます	
(2) 雨水ます	
4 掃除口の設計	2 1
(1) 接続掃除口の設置箇所	
(2) 掃除口の構造	
5 設計図の作成	2 2
(1) 設計図の縮尺	
(2) 設計図の記載数値の単位及び端数整理	
(3) 設計図に記載する記号の例	
(4) 平面図の記載方法	
(5) 縦断面図の記載方法	
6 私道への排水管布設	2 5

## 第5章 施工

1 排水管の施工	2 6
(1) 掘削工	
(2) 基礎工	
(3) 布設工	
(4) 埋戻工	
(5) 管防護	
2 ますの施工	2 8
(1) 掘削工	
(2) 基礎工	
(3) 築造工	
3 施工上の注意事項	2 8
(1) 一般事項	
(2) 浄化槽、便槽の処理	

## 第6章 特定施設・除害施設等

1	排水規制	30
2	除害施設等の適正な管理	31
3	特定施設・除害施設設置事業場の排水設備	32
	・ 特定施設一覧	
	・ 浄化センター受入基準及び下水排除基準	

## 第7章 排水設備工事等の事務手続き

1	手続きの代行	40
2	新設する下水道管（枝管）に対する事務	40
3	既設の下水道管（枝管）に対する事務	40
4	排水設備工事の事務	40
5	指定工事店の役割	41
	・ 申請書類等記入例	

## 第8章 完了検査

1	完了検査の要領	52
2	検査済証	52
3	検査の注意事項	52

## 第9章 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

1	融資あっせん対象工事及び融資あっせん額	53
2	融資あっせん対象者	53
3	融資あっせんの条件	53
4	融資あっせんの申込手続き	53
	・ 申込書類記入例	

### 法令名略語表

法	:	下水道法
施行令	:	下水道法施行令
条例	:	犬山市下水道条例
施行規制	:	犬山市下水道条例施行規則
工事店規則	:	犬山市下水道排水設備指定工事店規則

# 第1章 総 説

## 1 下水道の役割と目的

下水道は雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除による生活環境の向上、更にくみ取り便所の水洗化による居住環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割を有しています。

### (1) 生活環境の改善

生活や生産活動によって生じる汚水が速やかに公共下水道に排除されることにより、居住地周辺の道路側溝等に汚水が停滞せず、悪臭及び蚊やハエなどの発生源がなくなり、くみ取り便所の水洗化も可能となるため、地域の環境が改善され快適な生活と良好な環境が得られます。

### (2) 浸水の防除

下水道は、河川・水路と同じく雨水を排除する機能を有し、雨水を速やかに排除して浸水をなくし、住民の貴重な生命や財産を守る役割をもっています。

### (3) 公共用水域の水質保全

河川や海等の水質を悪化させる汚水を収集し、処理してから放流することにより公共用水域の水質汚濁防止にもっとも大きな期待できる施設です。

以上のように、下水道の役割は多面にわたっているが、これらに加えて高度処理した処理水を工業用水として有効利用したり、水洗便所の洗浄水として再利用するなど、貴重な水資源の有効利用という観点から再利用が進められています。

また、最近では、汚泥の資源化への有効利用、熱源としての下水道の熱利用など処理場及び管渠空間の有効利用がされるようになり、下水道本来の目的以外にも機能を持たせ、都市施設として多目的に利用されています。

## 2 下水の排除方式

### (1) 合流式下水道

合流式下水道は、原則として、汚水及び雨水を同一の管渠で収集し、終末処理場で処理する方式であり、早く事業に着手した大都市等では、ほとんどこの方式が取られています。ただし、屋内排水設備の排水系統は、合流式の地域においても汚水と雨水は分離し、建築物外に排除しなければなりません。

### (2) 分流式下水道

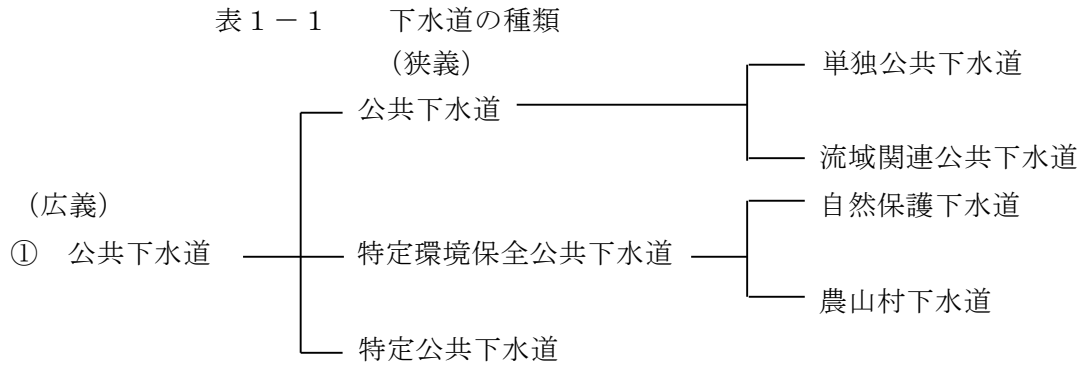
分流式下水道は、汚水と雨水を別々の管渠で排除する方式で、合流式のように汚水と雨水が混合されることなく完全に分離され、汚水は終末処理場で処理したのち河川に放流されます。

最近の公共下水道は、この方式が圧倒的に多くなっています。本市においても、現在、この方式の管渠整備を進めています。この方式は、合流式に比べて汚水管渠や水処理施設の規模が小さいため排水設備の設計、施工にあたっては、雨水の汚水管渠への混入や汚水ますからの雨水の侵入水がないようにしなければなりません。

### 3 下水道の種類と用語

#### (1) 下水道の種類

下水道は、大別すると、公共下水道、流域下水道、都市下水路に分類されます。また、公共下水道の一環として実施されている特定環境保全公共下水道や、特定公共下水道も広義の公共下水道と呼んでおり、次の表のように分類できます。



② 流域下水道（都道府県が建設維持管理をします。）

③ 都市下水路（主として市街地の雨水を排除する開渠のものをいいます。）

#### ① 公共下水道（法第 2 条第 3 号）

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

本市のように流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といい、地方公共団体が終末処理場を有するものを単独公共下水道といいます。

これらの他、都市計画区域外においても、自然環境の保全が望まれる地域に設置される特定環境保全公共下水道や、特定の事業者の事業活動によって生ずる公害の発生を防止するために設置する特定公共下水道等も、広い意味で公共下水道に含まれます。

#### ② 流域下水道（法第 2 条第 4 号）

流域下水道は、複数の市町村の公共下水道から流入する下水を処理するもので幹線管渠、ポンプ場、処理場等の基幹的施設で構成され、都道府県が建設及び維持管理するものです。

#### ③ 都市下水路（法第 2 条第 5 号）

都市下水路は、主として市街地において雨水を排除することを目的として設置されるもので一定の規模以上で原則として開渠のものをいい、法の規定により指定したものをいいます。

#### (2) 用語の意義

##### ① 下水（法第 2 条第 1 号）

生活若しくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、若しくは付随する廃水（汚水）又は雨水をいい次のように区分されます。

汚水 ..... 人の生活又は事業に伴って生じた不要な水

雨水 ..... 降雨、雪どけ水、湧水、地下水

表 1 - 2 下水の種類

下水の種類	汚水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗便所の排水</li> <li>・台所、浴室、洗面所、洗濯場の排水</li> <li>・屋外洗場の排水（周囲から雨水の混入がないもの）</li> <li>・プールの排水</li> <li>・地下構造物からの湧水</li> <li>・その他生活、生産に伴い生じた排水</li> </ul>
	雨水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨</li> <li>・雨どいからの水</li> <li>・地下水（地表への湧水）</li> <li>・雪どけ水</li> <li>・その他の自然水等</li> </ul>

注) 汚水のうち、雨水と同程度以上の清浄なものについては、市と協議により雨水と同様の取扱いをする場合があります。

② 下水道（法第 2 条第 2 号）

下水を排除するために設置される排水管、排水渠、その他の排水施設、終末処理場及びポンプ施設の総体をいいます。

③ 終末処理場（法第 2 条第 6 号）

下水を最終的に処理して、河川その他の公共用水域に放流するために設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。本市の下水道では、地形上から 2 箇所の処理施設に排水をしており、五条川左岸浄化センターと五条川右岸浄化センターがこれにあたります。

④ 排水区域（法第 2 条第 7 号）

公共下水道により、下水を排除することができる地域で供用開始の公示された区域をいいます。

⑤ 処理区域（法第 2 条第 8 号）

下水を終末処理場により、処理することができる地域で供用開始の公示された区域をいいます。

⑥ 排水設備（法第 10 条第 1 項）

公共下水道の区域内の土地及び建築物の下水を公共下水道に流入させるために設置する排水管、ます等の設備の総称をいいます。

⑦ 除害施設（法第 12 条第 1 項）

工場や事業場からの排水の内、公共下水道の施設の機能を妨げ又は損傷する恐れのある下水を排除して公共下水道を使用する者が設置し、障害を除去する施設です。

なお、阻集器は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 の規定により設置されるもので、汚水中の物質を分離収集して公共下水道への流入を阻止する役割をもっていますが、法第 12 条第 1 項にいう除害施設とは異なります。



#### 4 供用の開始

公共下水道が建設され、住民の利用に供することができるようになった時は、法第9条の規定により公示します。

公示は、公共下水道を広く住民の利用に供することを知らせる行為です。この公示が行われると公示区域内においては、排水設備を設置する義務（法第10条）、くみ取り便所を水洗便所に改造する義務（法第11条の3）、建物を新增改築する者は水洗便所以外の便所としてはならない義務（建築基準法第31条）が生じます。

#### 5 犬山市の下水道

本市の下水道整備方針は上位計画である「木曾川左岸・庄内川流域下水道基本構想」による、木曾川左岸・庄内川流域下水道の対象市町村の一つであり、構成6処理区（庄内川上流、日光川上流、新川、日光川下流、五条川右岸、五条川左岸）のうち、五条川右岸処理区と五条川左岸処理区に含まれており、市内を分割する形で、いずれも流域関連公共下水道として下水道整備を図る方針と定められました。

五条川水域の水質環境基準の維持達成と流域関連都市の生活環境の向上を図るため、五条川左岸処理区については、「五条川左岸流域下水道事業」（本市を含め小牧市、岩倉市、大口町の3市1町で構成）として昭和52年度に事業化されました。

五条川右岸処理区については、「五条川右岸流域下水道事業」（本市を含め一宮市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町の4市2町で構成）として平成5年度に事業化されました。

本市においては、これらの事業化に対処するため、「五条川左岸流域下水道事業」を上位計画とした基本計画（市街化区域と市街化区域に近接した周辺集落を合わせた1,468haを対象）を昭和54年度に策定し、その後、平成10年度土地利用計画及び社会情勢の変化等を勘案し、計画対象面積を1,320haに変更しました。また、「五条川右岸流域下水道事業」を上位計画とした基本計画（市街化区域258haを対象）を平成6年度に策定し、その後、平成13年度に社会情勢の変化等を勘案し、計画フレームを変更しました。

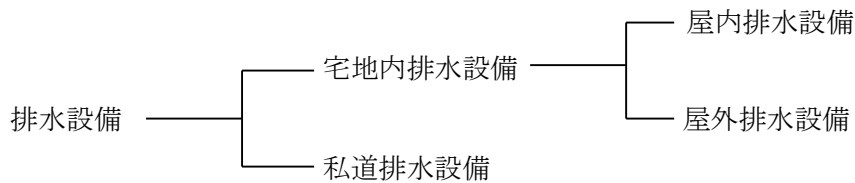
事業計画として、五条川左岸処理区については、昭和57年度に本市南部の楽田駅を中心とした既成市街地127haの区域を第1期事業として事業着手以後、逐次事業域を拡張（昭和62年度、昭和63年度、平成3年度、平成7年度、平成13年度、平成16年度、平成23年度の拡張を経て現在約1,124ha認可取得）して今日まで鋭意その整備に努めてきたものであり、平成元年度に一部供用開始を行いました。五条川右岸処理区については、平成16年度に上野新町処理分区及び木津処理分区約82haの区域を第1期事業として事業着手以後、逐次事業区域を拡張（平成19年度、平成23年度、令和3年度の拡張を経て現在約258ha全域を認可取得）して今日まで鋭意その整備に努めてきたものであり、平成20年度に一部供用開始を行いました。



## 2 排水設備の分類

排水設備は、設置場所によって宅地内排水設備と私道排水設備に分類され、更に宅地内排水設備は、屋内排水設備と屋外排水設備に分類することができます。

表 2 - 1



屋内排水設備は、汚水と雨水を別系統で設けています。汚水については、屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の汚水排水管に至るまでの排水設備とし、雨水については、ルーフドレン、雨どいから雨水ます又は屋外の雨水排水管に至るまでの排水設備としています。

屋外排水設備は、汚水ます及び雨水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道や側溝等に至るまでの排水設備としています。

私道排水設備は、屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道に設置義務者が共同して設ける排水設備をいいます。

## 3 排水設備の設置

公共下水道の供用が開始された区域内にある土地又は建築物の所有者等には、排水設備の設置、くみ取り便所の水洗便所への改造、除害施設の設置等の義務（利用の強制）が生じます。

これは、公共下水道事業の目的である地域の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図ることと、処理区域内でのし尿収集という二重投資を避けるためです。これらの利用の強制について下水道法は、次のように規定しています。

### (1) 排水設備の設置義務（法第10条第1項）

公共下水道の処理区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

排水設備の設置義務を負う者は、次のとおりです。

- ① 建築物の敷地である土地の場合は、その建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地の場合は、その土地の所有者
- ③ 道路（道路法による道路）その他公共施設（建築物を除く）の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者

### (2) 受認義務（法第11条）

法第11条は、排水設備の設置義務者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させる事が困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の土地に設置した排水設備を使用することができる、当該土地又は排水設備の所有者に対して、その土地又は排水設備の使用について、受認すべき義務を定めています。

- ① 他人の土地又は排水設備を使用することができる場合とは、周囲を他人の土地で囲まれ

ている時はもとより、ポンプ施設を設置しなければならない場合又は排水管の延長が著しく長くなる等、経済的に不利益になる場合です。

- ② 他人の土地を利用して排水設備を設置する者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければなりません。
  - ③ 他人の土地の使用により損失を与えた場合は、その者に対して損失を補償しなければなりません。
  - ④ 他人の排水設備を使用した者は、その利益を受けた割合に応じて、その費用を負担しなければなりません。
- (3) 水洗便所への改造義務（法第11条の3第1項）

処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

- ① 改造義務は、建築物の所有者に課せられています。ただし、建築物の占有者が建築物の所有者の同意を得て、自ら改造することもできます。改造義務に違反している者に対しては、相当の期間を定めて改造を命ずることができます。この改造命令に違反している者は、30万円以下の罰金に処せられます。（法第48条）
- ② 下水道法とは別に、建築基準法第31条第1項は、「処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならない。」と規定しています。これは、新築の場合のもとより増築、改築の場合であっても水洗便所に改造させ、環境改善の目的を達成しようという考えです。

#### 4 指定工事店制度

指定工事店制度とは、法第25条の規定に基づき、各地方公共団体が定める下水道条例に基づき、一定の施工技術水準を備えた者の専属する工事店を指定し、指定された工事店以外の者は、排水設備工事を行うことができないとする制度です。

排水設備工事は、施行令第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がされなければなりません。その適正な施工を確保するために、条例第9条の規定により排水設備の新設等の工事及び水洗便所への改造工事は、指定工事店でなければならないとしています。

指定工事店に専属する責任技術者は、日本下水道協会愛知県支部が実施する排水設備責任技術者試験に合格し、技術を有する者として認定した者でなければならないとし、この責任技術者が設計及び施工管理を行うものです。

指定工事店は、排水設備工事の施工に直接関連するもののほか水洗便所の改造に関する資金面において、融資あっせん等排水設備の設置に係る制度や情報を住民に提供する業務もあります。

このような意味で指定工事店の果たす役割は大きく、排水設備の整備の上で重要な一翼をなっています。

### 第3章 屋内排水設備

屋内排水設備は、衛生器具からの汚水や、屋上等の雨水等を屋外の排水設備に衛生的に支障なく排除するためのものです。屋内排水設備が建物の規模、構造、用途、排水の種類等に応じて、適切に設置されていないと汚水の円滑な流下を妨げ、排水機能を十分に果たすことはできません。

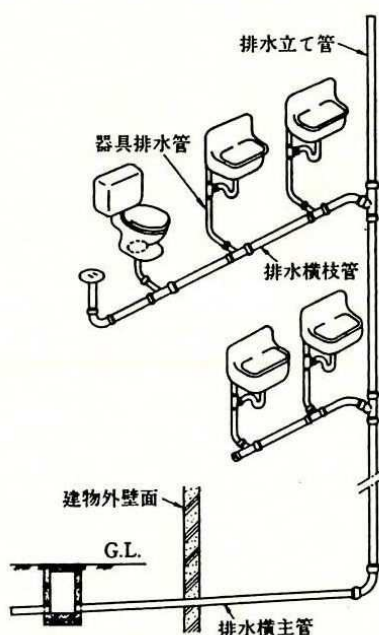
施工にあたっては、建築工事、建築設備工事との調整をよく行い使用材料、排水系統、排水能力及び通気等に配慮をするとともに耐久的で保守管理が容易にできるものとする。

#### 1 排水管

排水管は、次の事項を考慮して定めるものとする。

- ① 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- ② 管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するように定める。排水横枝管と排水横主管の勾配は、原則として管径65mm以下を1/50、75mm・100mmを1/100とする。  
なお、勾配が取れない場合でも最小流速0.6m/秒を確保する必要がある。
- ③ 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷がないもので原則として規格品を使用する。
- ④ 排水管の損傷、腐食等を防止するため必要に応じて防護等を施す。
- ⑤ 器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上で、最小管径は30mmとする。
- ⑥ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具に付属するトラップのうち最大口径以上とする。
- ⑦ 地中又は、地階の床下に埋設する排水管の管径は、50mm以上とする。
- ⑧ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管のうち最大管径以上とする。
- ⑨ 汚水排水立て管は、雨水排水立て管と兼用しない。

図3-1 排水管の種類



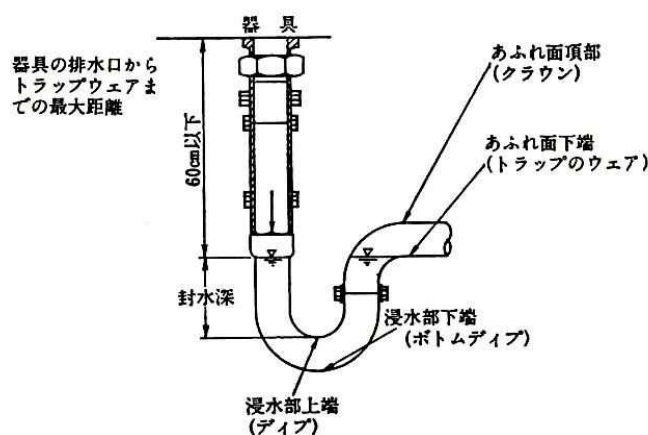
## 2 トラップ

トラップは水封の機能により、排水管又は公共下水道からのガス、臭気、害虫等が衛生器具を経て、屋内に侵入するのを防止するために設ける装置です。

### (1) トラップの構造

- ① 排水管内の臭気、害虫等の移動を有効に阻止する構造とする。
- ② 封水深は5 cm 以上10 cm 以下とし、封水を失いにくい構造とする。
- ③ 排水自身の流水によって排水路を洗浄する自己洗浄作用を有する構造とする。
- ④ 器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ掃除がしやすいものとする。
- ⑤ 材質は、耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。
- ⑥ トラップは、2重トラップとならないようにする。

図3-2 トラップの各部の名称



### (2) トラップの種類

トラップには、大別して管トラップ、ドラムトラップ、ベルトトラップ及び阻集器を兼ねた特殊トラップがある。このほか器具に内蔵されているものがある。

#### ① 器具トラップ

器具トラップは、器具に付属して設置されているものをいう。

表3-1 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大 便 器 * *	75	浴 槽 (洋風)	40
小 便 器 (小型) * *	40	ビ デ	30
小 便 器 (大型) * *	50	調 理 流 し*	40
洗面器 (小・中・大型)	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し **	75~100
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 (和風) *	30		

注) \* 住宅用のもの

(SHASE-S206-2000)

\* \* トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。

② 管トラップ

トラップ本体は、管を曲げられて作られたものが多いことから管トラップと呼ばれている。また、通水路を満水状態で流下させるとサイホン現象を起こし、水と汚物を同時に流す機能を有することから、サイホン式とも呼ばれる。管トラップの長所は、小形でトラップ内を排水自身の流水で洗う自己洗浄作用をもつことであり、短所は比較的封水が破られやすいことである。

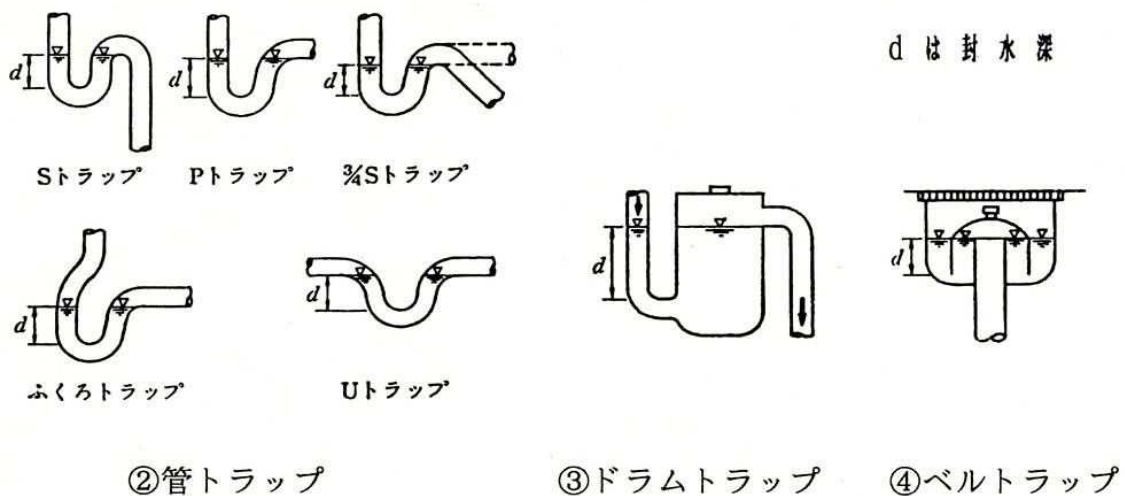
③ ドラムトラップ

ドラムトラップは、その封水部分が胴状（ドラム状）をしているのでドラムトラップと呼ばれる。管トラップより封水部に多量の水をためるようになっているため、封水が破られにくい、自己洗浄作用がなく沈殿物がたまりやすい。

④ ベルトラップ（わんトラップ）

ベルトラップは、封水を構成している部分がベル状をしているので、ベルトラップと呼ばれる。トラップ封水が破られやすく、また、ベル状部を外すと簡単にトラップとしての機能を失い、しかも詰まりやすいので、特殊なところ以外は使用しない方がよい。

図 3-3 トラップの種類



(3) トラップ封水の破壊

トラップ封水は、種々の原因で破られますが主なものとして次のものがある。

① 自己サイホン作用

Sトラップによく起こる現象で、排水の流下力が強いために一時に満水状態で流れる時に、トラップ部分の水が残らず吸引されてしまう。(図3-4)

② 吸出し作用（誘導サイホン作用）

立て管に近い所に器具を設けた場合に、立て管の上部から一時に多量の排水が落下してくると、その立て管と横管との接続付近の圧力は大気圧より低くなり、低くなった排水管に吸い出されてしまう。(図3-5)

③ はね出し作用

排水立て管に多量の水が落下してくると水の固まりがピストン作用を起こし、排水立て管内の圧力が急激に上昇し、封水がはね出す。(図3-5)

④ 毛管現象

トラップのあふれ部に毛髪、糸くず等が引っかかり下がったままになっていると、毛管現象で封水が吸い出されて封水が破られる。(図3-6)

⑤ 蒸発

器具を長時間使用しない場合に水分が徐々に蒸発して封水が破られる。(図3-7)

図3-4 ①自己サイホン作用

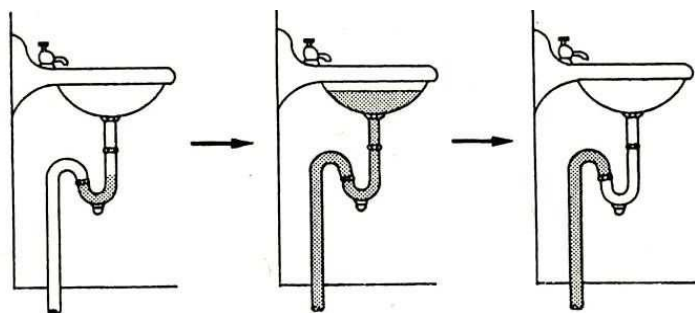


図3-5 ②吸出し作用と③はね出し作用

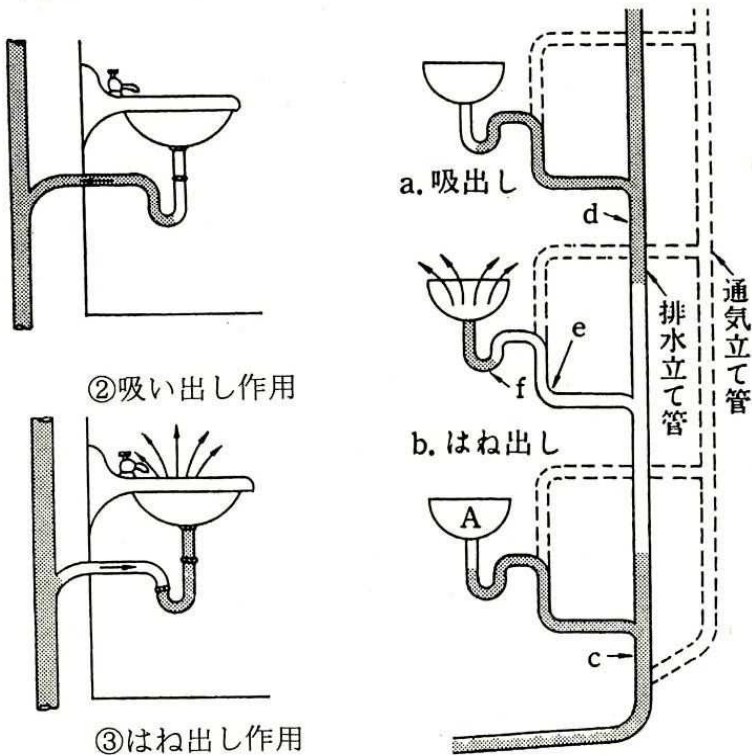
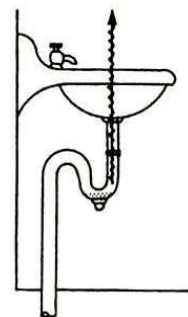


図3-6 ④毛管現象

図3-7 ⑤蒸発



注 破線で示した通気管で封水は保護される。

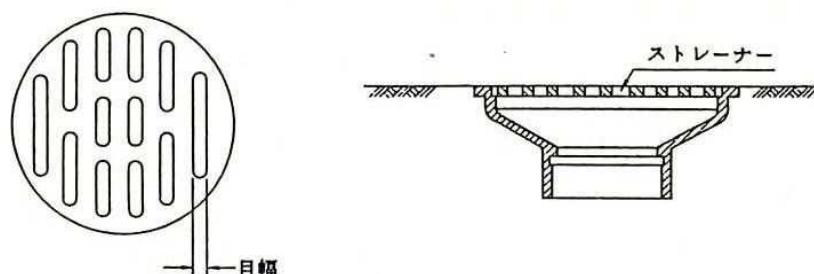


### 3 ストレーナー

浴室、流し場等の排水出口には、固形物の流下を阻止するためのストレーナーを設ける。

ストレーナーは取り外し出来るもので、開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は8mmの球が通過しない大きさとする。

図3-8 ストレーナー



### 4 掃除口

排水管は、物を落として詰まらせたり、長期使用により流れが悪くなるので、管内の掃除ができるように適切な位置に掃除口を設ける。

#### ① 掃除口の設置箇所

- ア 排水横枝管及び排水横主管の起点
- イ 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ウ 排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所
- エ 排水立て管の最下部又はその付近
- オ 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近い所
- カ その他、必要と思われる箇所

② 掃除口は、容易に掃除のできる位置に設けます。排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として排水管の管径が100mm以下の場合は1.5m以内、100mmを超える場合は3.0m以内とする。

③ 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、点検口を設ける等、掃除に支障のないようにする。

④ 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。

⑤ 掃除口の蓋は、漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとする。

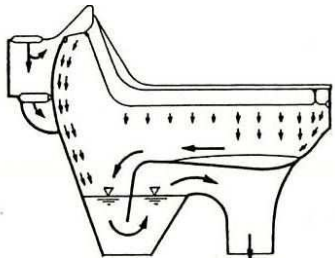
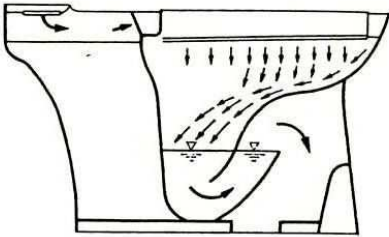
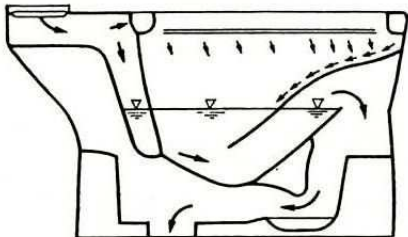
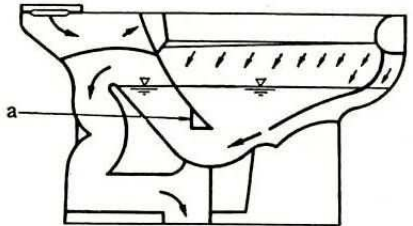
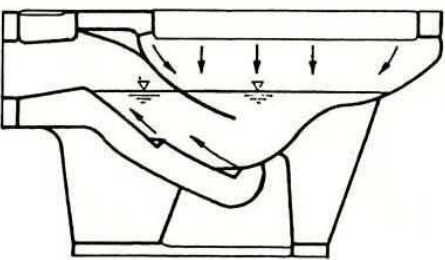
⑥ 掃除口の口径は、排水管の管径100mm以下の場合、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

### 5 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとし、大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

① 機能による分類は、次のとおりです。

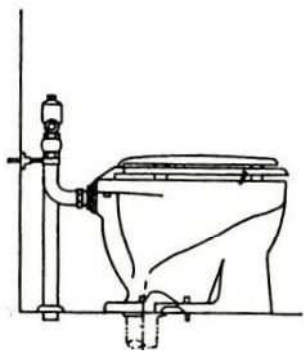

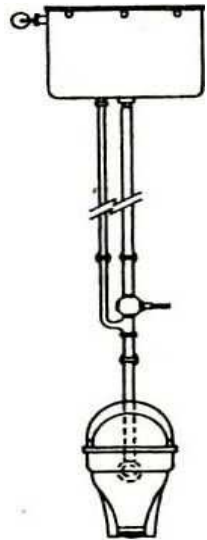
図 3 - 9 水洗便所の分類

<p>① 洗出し式</p> 	<p>和風大便器の最も一般的な型式であり、便器周縁の各所から噴出する洗浄水が汚物を洗い出す方法です。</p>
<p>② 洗落し式</p> 	<p>汚物をトラップ留水中に落下させる方式です。洗出し式に比べ臭気が少なく、また、比較的安価であるため洗出し式と共に多く普及しています。</p>
<p>③ サイホン式</p> 	<p>構造は、洗落し式と似ていますが、排水路を屈曲させることにより、洗浄の際に排水路部を満水させサイホン作用が起こるようにしたものです。洗落し式に比べて排出力が強力となります。</p>
<p>④ サイホンゼット式</p> 	<p>サイホン式便器のトラップ排水路入口 a に噴水孔を設け、この噴水によって強制的にサイホン作用を起こさせようとしたものです。この方式は、サイホンによる吸引作用が強いため、広い留水面が確保でき封水深が大きく排除が確実で臭気の発散や汚物の付着がほとんどありません。</p>
<p>⑤ 吹出し式 (ブローアウト)</p> 	<p>サイホンゼット式と似ていますが、サイホン作用よりも噴水作用に重点をおいた機能になっており噴水孔からの噴水圧で汚物を吹き飛ばし、排出するようにしたものです。サイホン作用を利用しないため、トラップの排水路が大きく詰まるおそれが少ないが、給水圧が 1 kgf/cm<sup>2</sup>以上必要であり洗浄音が大きくなります。</p>

② 洗浄方式

大便器の洗浄方式には、フラッシュバルブ式、ロータンク式及びハイタンク式があり、これを比較すると（表3-2）のとおりである。

表3-2 洗浄方式の比較

方式 事項	フラッシュバルブ式	ロータンク式	ハイタンク式
給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm以上とする。	給水管径は13mmでよいが、据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm位必要である。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。
据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は床上50cm又はそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。
使用面積	小	大	中
構造	複雑	簡単	簡単
修理	やや困難	簡単	やや困難
据付工事	容易	容易	やや困難（高い）
騒音	やや大	小	やや大
連続使用	可	不可	不可
洗浄方式の例			

③ 節水型便器

節水型便器の採用にあたっては、公共汚水ますまでの距離及び器具の配置状況を勘案して、その宅地に適合した器具の選定を行う。

## 6 阻集器

阻集器は、汚水からの油脂、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。

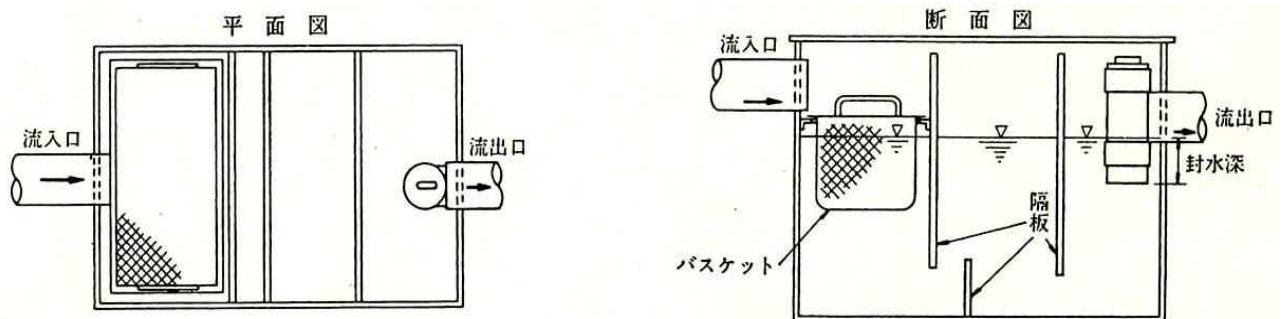
また、原則としてトラップ機能を有するものとし、トラップ機能を備えてないものは、その排水系統の直近にトラップを設ける。阻集器には、使用目的によって一般に次のような種類があります。

### (1) 阻集器の種類

#### ① グリース阻集器

レストラン、ホテル、焼肉・中華料理店等の調理室からの汚水に含まれる油脂類を冷却・凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。

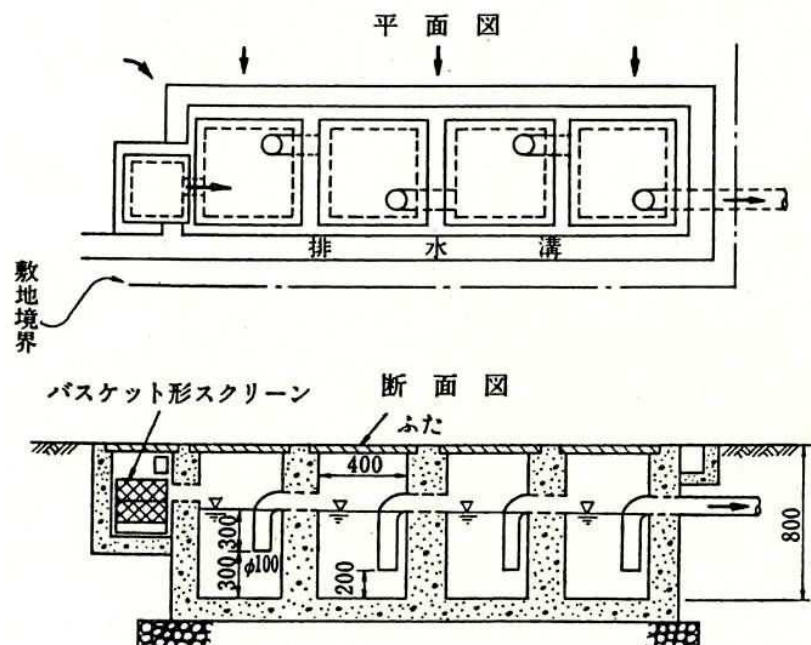
図 3-10 グリース阻集器の例



#### ② オイル阻集器

自動車修理工場、ガソリンスタンド、その他製油工場等、常時油を取扱う場所に設け、油類を水面に浮遊させて除去し、排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。

図 3-11 オイル阻集器の例



注 1 オイル阻集器は、サンド阻集器を兼ねる場合がある。  
 注 2 1 槽目の封水深を 300 mm としたのは、1 槽目は土砂がたまりやすいので、泥だめ深さを大きくしたためである。

③ サンド阻集器（砂阻集器）

排水中に含まれる泥、砂、セメント等を底部の泥だめに沈殿させるものであり、泥だめの深さは、15cm以上とする。

④ ヘア阻集器（毛髪阻集器）

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設ける。

⑤ ランドリー阻集器（洗濯場阻集器）

営業用洗濯場等に設け、糸くず、布くず、ボタン等が排水管に流入しないように、阻集器の中に取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

⑥ プラスタ阻集器

歯科医院、整形外科医の技工室、ギプス室等に設け、金銀材のくず、プラスタ（石膏類）の排水管中への流入を阻止する。プラスタは、排水管中に流入すると管壁に付着凝固して取除くことが困難となる。

(2) 阻集器の維持管理

阻集器を設ける位置は、容易に維持管理でき、有害物質を排出する恐れのある器具または装置のできるだけ近くが望ましい。

阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

発生したゴミ・汚泥・廃油等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などによる。

## 7 排水槽

地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、排水槽は、低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは、別系統で排出する。また、構造、維持管理が適切でないと悪臭の原因となるため、設置にあたっては十分注意をしなければならない。

(1) 排水槽の種類

排水槽は、流入する排水の種類によって次のように区分する。

① 汚水槽 水洗便所のし尿等の污水排水系統に設ける排水槽。

② 雑排水槽 ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留するための排水槽。

③ 合併槽 污水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽。

④ 湧水槽 地階の浸透水を貯留するための排水槽。

(2) 悪臭発生の原因

① 排水槽の底部が水平になっている等の構造上の欠陥により、排水槽内の排水を完全に吸上げることができないため、排水の一部や沈殿物が滞留し腐敗する。

② 排水槽を設置している地階にちゅう房や駐車場が多く、油脂類及び厨芥類が温湯と共に腐敗を早める。

③ ポンプ運転間隔を長くすると排水槽に排水が長時間滞留することになり、排水の腐敗が著しくなる。

④ 排水槽の清掃が定期的に実施されていない。

### (3) 排水槽の維持管理

排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等を定期的に清掃、機械の点検を行い常に清潔良好な状態に保つようにする。(少なくとも年3回以上)また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は、頻繁に行う。

## 8 通気

排水設備を備えた建築物には、必要に応じて適切に組合わせた通気系統を設けなければならない。通気系統は、排水管内の空気が配管のどの部分でも自由に流通できる出入用の管を排水配管の要所に設けるもので、排水による管内空気圧の差をできるだけ解消するための設備です。

3階建以上の建物は、必ず通気を取ります。

通気の目的として次のものがあります。

① サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する。

② 排水管内の流水を円滑にする。

③ 排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

④ 排水時の騒音を低減させる。

## 第4章 屋外排水設備

屋外排水設備とは、排水管、ます、その他の施設をいい、建築物から排出される汚水・雨水及び敷地内の雨水を排除するための施設です。

屋外排水設備は、土地の地盤高、利用形態、建築物の規模等により設置する場所や設備の内容を実状に合うようにすることが大切です。分流式下水道では、雨水は雨水系統に汚水は汚水系統に確実に流入させ、誤接続がないように十分注意しなければならない。

### 1 設計の手順

排水設備は、堅固で耐久力を有し経済的でありなおかつ、維持管理が容易であること。

また、関係法規に従い基準を守り適正な設計をし、公共下水道を妨げたり損傷することがないように十分注意をしておくてはならない。

#### (1) 事前調査

- ① 供用開始の公示の有無
- ② 取付管の種別、位置、深さ（取付管がない場合は、必要な位置を選定し、市の指定用紙（公共汚水ます等設置申請書）により新設の申請を行う。）
- ③ 排水予定量（ $\text{m}^3/\text{日}$ 、 $\text{m}^3/\text{時}$ ）及び水質
- ④ 敷地周辺の道路（公道、私道）隣地との境界等
- ⑤ 既設排水設備の利用の可否及び他の埋設物敷設状況
- ⑥ その他の状況により必要な調査（宅地の水準測量等）

#### (2) 排水方式の決定

排水は、原則として自然流下方式で行う。ただし、建築物の地下部分及び低地の下水は、ポンプにより排水する。この場合、排水槽から臭気や騒音が生じない構造にしなければならない。

#### (3) 配管経路、ます、掃除口の選定

配管経路、ます、掃除口等は、経済的かつ合理的な計画をする。

#### (4) 雨水の排除方法

雨水は、雨水管又は道路側溝に排除する。建築物の屋根からの雨水だけでなく、庭、通路等の雨水も排水設備を設置して排除する。また、雨水を宅地内に浸透させる場合は、地形、地質地下水位及び周辺環境等を十分調査して設計する。

### 2 排水管の設計

#### (1) 管種

使用する管種は、次の事項を考慮し、選定する。

- ① 流速、水質、布設場所の状況
- ② 管の強度、管の形状
- ③ 工事費、施工性、将来の維持管理

排水管は、J I S（日本工業規格）、J W W A S（日本水道協会規格）、J S W A S（日本

下水道協会規格)、SHASE (空気調和・衛生工学会規格) の他、市長が認めたものを使用する。

## (2) 管径と勾配

排水管は原則として自然流下方式であり、排水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配とする必要がある。管内の流速は、清掃力を考慮して、0.6～1.5 m/秒の範囲とすることが適切です。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0 m/秒とすることができる。

### ① 管径

汚水のみを排除すべき排水管の管径は、(表4-1) のとおり、排水能力、掃除のしやすさ、管内通気等を考慮すると管径100 mm が必要最小限です。ただし、1つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管の距離が3 m 以下のものの管径は、75 mm 以上とすることができる。

### ② 勾配

表4-1 排水管の内径及び勾配 (例)

汚水管		
排水人口 (人)	排水管の管径 (mm)	勾配
150未満	100以上	100分の 2.0以上
150以上 300未満	125以上	100分の 1.7以上
300以上 500未満	150以上	100分の 1.5以上
500以上	200以上	100分の 1.2以上
雨水管		
排水面積 (㎡)	排水管の管径 (mm)	勾配
200未満	100以上	100分の 2.0以上
200以上 400未満	125以上	100分の 1.7以上
400以上 600未満	150以上	100分の 1.5以上
600以上 1500未満	200以上	100分の 1.2以上
1500以上	250以上	100分の 1.0以上

## (3) 土かぶり

排水管の土かぶりは、原則として20 cm 以上とする。ただし、規定の土かぶりが確保できない場合は、VP 管などを使用するか、又はさや管等により排水管を防護する。

また、やむを得ず露出配管とする場合は、適当な材料にて管の防護、及び支持金物を用いて堅固に固定する。

## 3 ますの設計

ますは、流入管を取りまとめて円滑に誘導する役目と排水管の点検、掃除の目的をもった構造物で、次の場所に設置する。



- ① 排水管の起点、屈曲点、合流点、終点
- ② 排水管の管径、管種、形状、勾配の変わる点
- ③ 排水管の長さが、その管径の120倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上、  
適当な箇所

表4-2 ますの管径別最大設置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

- ④ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため鋭角に合流するように、ますを下流に設置

(1) 汚水ます

汚水ますには、排水設備と取付管を連結するため、主に公道と私有地の公私境界付近の私有地側1m以内の維持管理上支障のない箇所に指定工事店が設置し、建築物等からの汚水を公共下水道に流下させる公共汚水ますと、それ以外に建築物及び敷地内に設ける汚水ます(宅内ます)があります。

① 汚水ますの構造

ア ますの材質は、硬質塩化ビニル製、コンクリート製等とし、堅固で耐久性及び耐震性をもち、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられている構造とする。

イ 底部は接続する排水管の管径又は内のり幅に応じてインバートを設ける。

ウ 蓋は、堅固で耐久性のある材質とし、密閉蓋とする。

② 公共汚水ますの大きさ

ア 硬質塩化ビニル製ますの内径は、原則20cmとする。

イ コンクリート製ますの内径又は内のりは、原則30cm以上とする。

③ 汚水ますの大きさ

ますの形状は、内径又は内のり15cm以上の円形又は角形とする。なお、ますの深さ及び内径又は内のりとの関係の参考例を(表4-3)に示す。

表4-3 ますの内径(内のり)又はます径及び深さ(参考)(単位:mm)

排水管 の管径	内径(内のり)又はます径	深 さ	ま す 径	深 さ
	コンクリート製等ます		硬質塩化ビニル製等ます	
100	300以上	900以下	150以上	800以下
125	350以上	900以下	150以上	1, 200以下
150	450以上	1, 200以下	200以上	
200	600以上	1, 500以下	—————	—————

## 4 掃除口の設計

排水管の点検清掃のために会合点や屈曲点にますを設置することが原則であるが、敷地利用関係上、これを設けることができないことがある。このような場合には、ますに代えて掃除口を設ける。

### (1) 掃除口の設置箇所

- ① 排水管の起点、合流点及び屈曲点
- ② 排水管の内径・勾配・管種が異なる箇所
- ③ 排水管の管径の60倍を超えない範囲で管の清掃上適当な箇所

### (2) 掃除口の構造

- ① 掃除口の材質は、硬質塩化ビニル製等の堅固で耐久性をもつ構造とする。
- ② 掃除口は、清掃用器具を容易に挿入でき、管路の状態を目視できるように立ち上げる。
- ③ 蓋は、堅固で耐久性をもつ材質で密閉式のものとする。
- ④ 掃除口の口径は、排水管の管径100mm以下の場合には、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

## 5 設計図の作成

設計図は、位置図、平面図、配管立図、その他施工に必要な図面で構成する。

### (1) 設計図の縮尺

表4-4 設計図の縮尺

種 別	縮 尺
位 置 図	縮尺 1/2, 500 程度
平 面 図	縮尺 1/200 程度
縦 断 面 図	横は平面図に準じ、縦は、1/50程度
配 管 立 図	縮尺 1/200 程度
構 造 詳 細 図	縮尺 1/200 程度

(2) 設計図の記載数値の単位及び端数整理

表 4 - 5 設計図の記載数値

種 別	単 位	記 載 数 値	記 載 例	
排 水 管	延 長	m	少数点以下第 2 位まで	7 . 8 5
	勾 配		少数点以下第 1 位まで	2 . 0 / 1 0 0
	内 径	mm		1 0 0
汚水ます	内 径	mm		2 0 0
	深 さ	mm		5 0 0
雨水ます	内 径	mm		3 0 0
	深 さ	mm		4 5 0
	泥だめの深さ	mm		1 5 0
縦断面図	地 盤 高	m	少数点以下第 2 位まで	1 0 . 0 0
	管 底 高	m	少数点以下第 2 位まで	9 . 6 5
	掘 削 深	m	少数点以下第 2 位まで	0 . 3 6

注 各記載数値の直近下位の端数は、四捨五入とする。

(3) 設計図に記載する記号の例

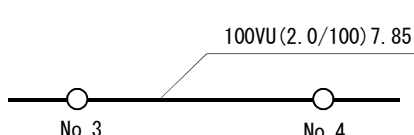
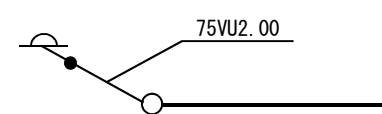
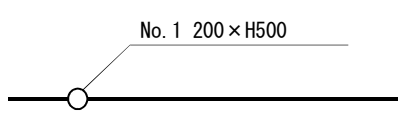

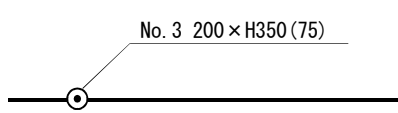
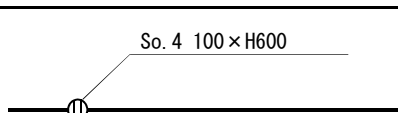
表 4-6 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬質塩化ビニル管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬質塩化ビニル卵形管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄 化 槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器					
床 排 水 口			底 部 有 孔 ます		丸ます
ト ラ ッ プ					角ます
掃 除 口			公 共 汚 水 ます		
露 出 掃 除 口			接 続 掃 除 口		
阻 集 器			側 溝 ( 道 路 )		
排 水 管			ト ラ ッ プ ます		丸ます
通 気 管					角ます
立 管	o		雨 ど い		
排 水 溝 (宅地内)			境 界 線		黒又は青
汚 水 ます		丸ます	建 物 外 壁		同上
		角ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ド ロ ッ プ ます ( 汚 水 )		丸ます	汚 水 管		赤色
		角ます	雨 水 管		緑色
分 離 ます			撤 去 管		黒色
雨 水 ます		丸ます	既 設 又 は 在 来 管		赤…汚水管
		角ます			緑…雨水管
ド ロ ッ プ ます ( 雨 水 )		丸ます	鋼 管	GP	
		角ます	鋳 鉄 管	CIP	
陶 管	TP		耐 火 二 層 管	FDP	
陶 製 卵 形 管	ETP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
鉄筋コンクリート管	CP				

※ 既設のます等は、破線を表示すること。

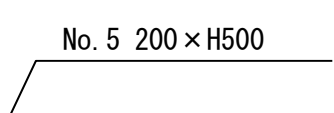
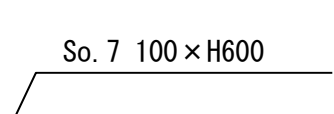
(4) 平面図の記載方法

表 4-7 平面図の記載方法

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	内 径 (単位: mm) 管 種 勾 配 管路延長 (単位: m)	
器 具 排 水 管	内 径 (単位: mm) 管 種 管路延長 (単位: m)	
汚 水 ま す	番 号 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)	
雨 水 ま す	経路のみ記入	
ト ラ ッ プ ま す	番 号 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm) トラップ封水深 (単位: mm)	
掃 除 口	番 号 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)	

(5) 縦断面図の記載方法

表 4-8 縦断面図の記載方法

種 別	記 載 内 容	記 載 例				
排 水 管	内 径 (単位: mm) 管 種 勾 配 管路延長 (単位: m)	<table border="1" data-bbox="893 1478 1308 1590"> <tr> <td>内径・管種</td> <td>100VU</td> </tr> <tr> <td>勾配・管路延長</td> <td>2.0/100 7.85</td> </tr> </table>	内径・管種	100VU	勾配・管路延長	2.0/100 7.85
内径・管種	100VU					
勾配・管路延長	2.0/100 7.85					
汚 水 ま す	番 号 内 径 (単位: mm) 深 さ (単位: mm)					
掃 除 口	番 号 内 径 (単位: mm) 深 さ					

## 6 私道への污水管布設

私道排水設備は、屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道（道路法等に規定する道路以外の道路で、形態等が道路と認められないもの）に設ける排水施設をいいます。

私道とは、両端が公道に接続し一般公衆の用に供しているもの、又は一端が公道に接続し、建築物の敷地が公道に面しておらず、他人の土地を通路として利用しているものをいいます。

私道に排水設備を布設する時は、原則として個人費用で工事をしなければなりません。私道に面した建築物の污水排除を円滑に行い、排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、次の条件を備えている場合に限り、公費で私道に污水管を布設することができます。

- ① 私道の両端又は一端が污水管の布設されている公道に通じていて、污水管を敷設するのに支障のない場合
- ② 私道の土地所有者が污水管の布設を承諾している場合
- ③ 私道の污水管の布設期間は永久であり、かつ、土地の使用料が無償である場合
- ④ 私道の所有権等の権利を設定する場合は、污水管が布設されていることを受け継がせることを確約できる場合
- ⑤ 公道に接している家屋1戸を除いて、排除すべき戸数が2戸以上あり、速やかに排水設備の接続ができる場合。ただし、個人住宅についての制度であり、社宅、マンション、アパート、戸建借家等のみが所在する私道は除外します。
- ⑥ 私道に接し、污水を排除しようとする土地に賦課される下水道事業受益者負担金の納付が確約できる場合。

この制度は、強制するものでなく「私道への污水管布設要綱」に基づき布設しようとするものであり、私道に污水管を布設する場合は、申請者の中から代表者を定めて市長に申請書を提出していただきます。

## 第5章 施 工

排水設備の施工は、設計図及び仕様書等に従い、現場の状況を十分把握した後に、良い材料をもって適正な施工を行うこと。地下に埋設する部分も手抜きせず、正確で迅速しかも良心的に実施しなければならない。責任技術者は、従事者に設計内容、工程を周知させ手際よく完了させると共に、次の事を遵守しなければならない。

ア 計画確認申請に変更が生じた場合は、変更届を提出し、市の確認を得てから工事すること。

ただし、軽微なものについては、この限りではない。

イ 騒音、振動、水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講じること。

ウ 重量物が通るような場所又は土かぶりがとれない場所では、補強防護を考慮すること。

エ 既設排水設備への取付け、または改築撤去などが伴う場合は、補修・閉塞等の措置を適切に行うこと。

オ 安全管理には十分注意し、必要に応じて防護柵、赤色灯等を設置し、工事関係者または第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努めること。

カ 工事完了後の清掃及び後片付けと整地等は十分に行うこと。

### 1 排水管の施工

#### (1) 掘削工

- ① 掘削は、遣り方等を用いて所定の深さに不陸のないよう十分留意し、直線状に行う。
- ② 掘削幅は、管径、掘削深に応じた幅とし、最小幅は30cmを標準とする。
- ③ 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて土留めを施す。

図5-1 芯出しの方法

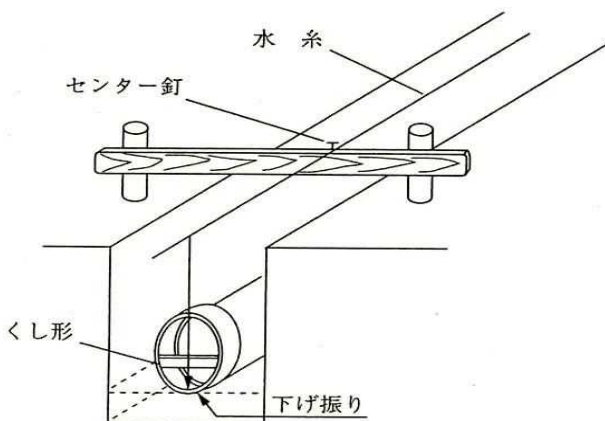
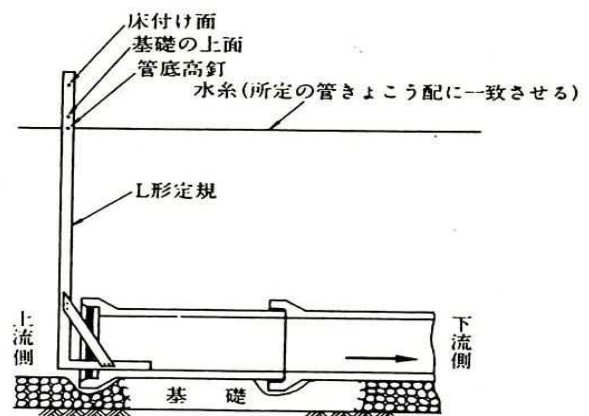


図5-2 管底高の確認方法



#### (2) 基礎工

- ① 掘削面は、木ダコ等で十分突き固める。
- ② 地盤が軟弱な場合は、砕石等で置き換え、不同沈下を防ぐ措置をする。
- ③ 車両等の重量物が排水管の上部を通過する場合には、排水管の材料の選定及び排水管を深くすることはもちろん、基礎も十分なものとしなければならない。基礎も含め全体の管防護として必要に応じてコンクリートで巻き固める。

(3) 布設工

- ① 排水管は、床付面の不陸・位置を調整した後、ソケットを上流に向け、下流から布設するのを原則とする。管の中心線、勾配を正確に保ちながら管下端に間隙が生じないよう土砂等を充填しながら施工する。
- ② 枝管、曲管等を布設する場合には、その方向、勾配に注意し、排水の流下及び管の維持管理に支障のないようにする。枝管の布設位置は特に注意し、接続管の位置に狂いが生じないようにする。
- ③ 硬質塩化ビニル管の接合にあたっては、受口内面及び差口外面をきれいに拭い、受口内面、差口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布し、速やかに受口に挿入する。  
差し込みは、てこ棒、挿入機を使用する。

図5-3 接着剤の塗布面

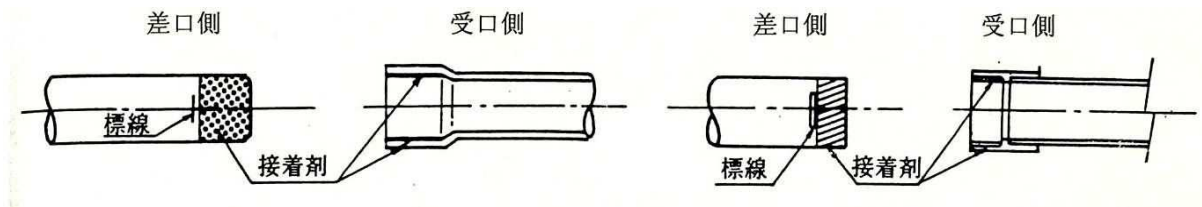
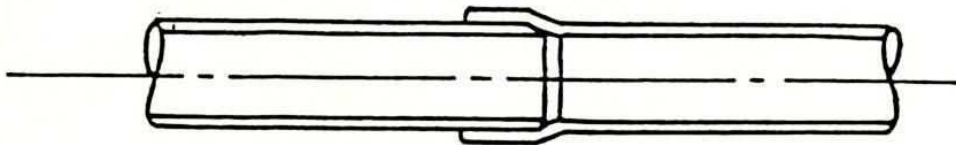


図5-4 接着接合の手順



手順	項目	要領
1	管接合部の清浄処理	油、水、土砂等を丁寧に清拭
2	標線の記入	規定の挿入長さ
3	継手掘り、枕木使用	
4	管挿入機の取付け	管径と挿入長さに合わせる
5	接着剤の塗布	まず受口側に薄く均一に素早く、次に差口側に
6	接合	標線まで速やかに挿入
7	保持と清浄処理	30秒～60秒保持、はみ出た接着剤の清拭

- 注1 接合する時は、ハンマー、カケヤ等を使用しない。  
 2 塗布した接着剤に土砂の付着を防ぐために枕木を使用する。  
 3 管挿入機は、接着剤を塗布する前に管体にセットし、接着剤塗布後に素早く挿入する。  
 4 挿入後は、枕木を撤去し、継手掘り部を埋戻す。  
 5 切り管を使用する場合は、規定の挿入長さに標線を記入し、面取りを行う。

(4) 埋戻工

- ① 埋戻しは、原則として排水管の一区間ごとに行い、管の移動、傾斜のないように注意する。管布設時に用いた仮固定材は順次取り除く。
- ② 接合部の硬化をまって、良質土で管の両側を均等に突き固めながら入念に埋戻す。モルタルにより接合部を仕上げる場合は、十分に養生時間をとる。



## (5) 管防護

- ① 管の露出はできるだけ避ける。やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金物を用いて堅固に固定する。
- ② 車両等の通行のある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いるなどして適切な措置を講じる。
- ③ やむを得ず建築物等を貫通する排水管には、貫通部分に配管スリーブを設ける等管の損傷防止のための措置を講じる。
- ④ 建築物を損傷し又はその構造物を弱めるような施工をしない。

## 2 ますの施工

### (1) 掘削工

ます設置箇所の掘削は、据付けを的確に行うために必要な余裕幅をとる。その他は排水管の掘削工に準じる。

### (2) 基礎工

ますの基礎は、砂又は砕石を用い十分突固め、所定の厚さに仕上げる。

### (3) 築造工

- ① インバートの表面は平滑な半円形に仕上げ、その肩は水切りをよくするため適切な勾配をつける。
- ② 既製の底塊を使用する場合は、接続する排水管の流れの方向とインバートの方向及びその形状に注意する。
- ③ ますに接続する管は、ますの内側に突き出さないように差し入れ、管とますの壁との間は十分にモルタルを詰め、内外面の上塗り仕上げをする。
- ④ 汚水ますに接続する管は、側塊の底部に取付け、汚水が落下するように取り付けてはならない。
- ⑤ 硬質塩化ビニル製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接続部に専用の接着剤等を使用し水密性を確保する。

## 3 施工上の注意事項

### (1) 一般事項

工事施工に際しては、特に次の事項に注意して行う。

- ① 便器の仮据付け時には、給水の連結管は両端につば付きのフレキシブルチューブ等の抜けない材料を使用する。また、施主には使用方法、安全対策について十分説明する。
- ② 汚水ますは、インバートを切る。
- ③ トイレから排水管に接続するますは、位置を下流にずらしてインバートの肩を高くし、汚水が乗り上がらないようにする。

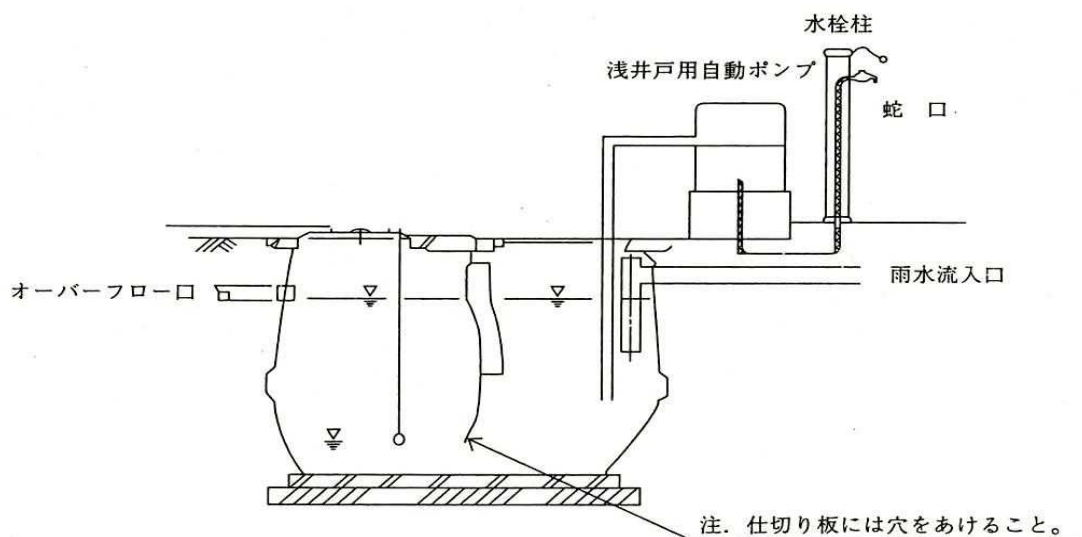
- ④ 既設排水ますを利用の場合には、詰まりや悪臭の原因になることを伝え、トラップますを設置するかインバート切りをし、貯めますのままで使用しないようにする。
- ⑤ 既設トイレの床排水が排便管に直接接続されている場合は、トラップ効果がなくなり臭気等が逆流する可能性があるため、施主と十分話し合いをして対応する。
- ⑥ 継ぎ手は、必ずVU継手を使用する。
- ⑦ 現地の状況等により、計画確認申請どおり施工できない場合は、事前に市と協議すると共に特に金額変更を伴う場合は、必ず施主に理由を説明して了解を得てから変更する。
- ⑧ 工事完了後、責任技術者は施主の立ち合いのうえ、水の流れ等工事の完了を必ず確認してもらおう。

(2) 浄化槽、便槽の処理

不要になった浄化槽は、原則撤去する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講じること。

- ① 浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をした後、原則撤去しなければならない。また、汚泥及び清掃の廃水を公共ますに流してはならない。
- ② 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑用水用（庭の散水、防火用水等）その他に使用する場合（図5-5参照）は、①同様にし尿のくみ取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行う。
  - ア 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入、流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。なお、再利用する排水管の清掃等は、浄化槽と同時に行う。
  - イ 浄化槽内部の仕切り板の底部に孔をあけ、槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
  - ウ 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。

図5-5 浄化槽からの転用施設の例



## 第6章 特定施設・除害施設等

専用住宅以外（工場、事業場、特定事業場）からの排水には、一般家庭の排水と異なり、有毒・有害・危険・その他の望ましくない性質の廃液が含まれる場合があります。これらの多くは終末処理場で除去できずにそのまま河川に放流されます。また、下水道施設を損傷したり、機能を低下させることがある。従ってこれら（工場、事業場、特定事業場）の排水施設は、廃液の性質に応じた耐蝕性をもった材質で集水し、処理施設及び除害施設で処理を施してから公共下水道へ排出しなければならない。

### ① 特定施設

人の健康を害する恐れのあるもの又は生活環境に対して害をもたらす恐れがあるものを含んだ汚水、又は廃液を排出する施設のことで、下水道法の規定に基づき水質汚濁防止法施行令で具体的に定められた施設をいう。

### ② 特定事業場

特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場という。

### ③ 除害施設

特定事業場を始め、下水の排除基準を超える汚水を排除基準に適合させた水質に処理をする施設をいう。

## 1 排水規制

### ① 下水道の機能及び施設を保全するための水質規制

管渠等下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのあるような水質の下水に対しては、公共下水道を使用するすべての者に適用される。下水道法施行令で規制される項目は、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）及び沃素消費量の4項目で、条例で定める基準を超えるものについては、除害施設の設置を義務づけている。（法第12条、条例第11条）

### ② 特定事業場からの下水排除の制限

公共下水道を使用する特定事業場（水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する工場・事業場）からの下水排除に係る水質基準は、政令等で定められており、この基準に適合しない下水を排除することを禁止したもので、これに違反すると故意、過失を問わず罰則の適用を受ける。

#### 水質基準

ア 終末処理場で処理することが困難な物質（カドミウム、シアン、銅等の34項目）については、施行令で一律に基準が定められている。

イ その他の項目（生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）等の7項目）については、施行令で定める基準の範囲内で公共下水道管理者が条例で基準を定めている。

なお、カドミウム、シアン等、人の健康に係る項目以外については、50m<sup>3</sup>/日未満の排水については、適用が除外される。（法第12条の2、条例第12条）

### ③ 特定施設の設置等の届出

公共下水道を使用する者が特定施設を設置又は変更しようとする時は、特定施設の種類、構造、汚水の処理方法等を公共下水道管理者に届け出させ、計画の内容を事前に審査し、必要に応じて計画変更命令を出して悪質下水の排除を未然に防止しようとするものです。届出をした特定施設については、原則として届出が受理された日から60日間は、設置又は変更してはならない。(この間に審査を行います。) (法第12条の3、4)

- ④ 前述の②の排除禁止の適用を受けない下水についても、条例で除害施設の設置を義務づけている。この場合は、機能保全のための除害施設と異なり、終末処理場を設置している公共下水道に下水を排除する場合に適用される。条例第12条にその基準が定められているが、除害施設の設置を義務づける下水は、次に掲げる下水です。

ア 特定事業場以外の工場等から排除される下水

イ 特定事業場から排除される下水で直罰規定の適用を受けないもの

(法第12条の11、条例第12条)

### ⑤ 改善命令等

公共下水道管理者は、特定事業場にあつては、排除される下水の水質が排除禁止の基準に適合しない恐れがあると認める時、特定事業場以外の事業場にあつては、法又は条例の規定に違反した時、改善命令等を出すことができる。(法第37条の2、法第38条)

### ⑥ 罰則

前述③の計画変更命令及び前述⑤の改善命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ前述②の特定事業場からの下水の排除の制限に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(法第46条、法第46条の2)

### ⑦ 事故時の措置

特定事業場から人の健康に係る被害、又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質、又は油として政令で定めるものを含む下水が、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に、届け出なければならない。公共下水道管理者は、特定事業場が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 2 除害施設等の適正な管理

除害施設等が設置された後は、適正な維持管理に期するため除害施設管理責任者の選任及び水質の測定を義務づけている。

### ① 除害施設管理責任者の選任

除害施設の設置者は、維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(条例第13条)

② 除害施設管理責任者の義務

- ア 除害施設の操作及び維持に関すること。
- イ 除害施設からの排出水の水量・水質測定及び記録に関すること。
- ウ 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- エ 前3項の他、市長から指示された事項。

③ 水質の測定義務

特定施設の設置者に対し、適正に維持管理をさせるために定期的に水質の測定をすることを義務づけ、その結果を記録しておかなければならないとしている。(法第12条の12)

**3 特定施設・除害施設設置事業場の排水設備**

有害物質を使用する事業場からの排水は事業排水と生活排水（処理の必要のないもの）を分離して排水設備を設置します。

① 事業排水の集水上の注意点

事業排水は、地中浸透等の恐れのないように発生源からの廃水の浸透、飛散を防ぎ速やかに専用の排水設備に流入させると共に排水設備の施工にあたって、材質、施工方法に特別の注意をする。

- ア 温水の場合は、耐熱性の材質を選定する。
- イ 酸、アルカリ性廃水による腐食を考慮した材質を選定する。この場合、モルタルは溶けますので使用できません。
- ウ 有機溶剤が含まれる場合は、塩化ビニル管の使用は危険です。

## 特 定 施 設 一 覧

1	<b>鉱業又は水洗炭業</b> の用に供する施設 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈殿施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1-2	<b>畜産農業又はサービス業</b> の用に供する施設 (イ)豚房施設(豚房総面積 50 平方メートル以上) (ロ)牛房施設(牛房総面積 200 平方メートル以上) (ハ)馬房施設(馬房総面積 500 平方メートル以上)
2	<b>畜産食料品製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)湯煮施設
3	<b>水産食料品製造業</b> の用に供する施設 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	<b>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	<b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	<b>小麦粉製造業</b> の用に供する洗浄施設
7	<b>砂糖製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	<b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業</b> の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	<b>米菓製造業又はこうじ製造業</b> の用に供する洗米機
10	<b>飲料製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	<b>動物系飼料又は有機質肥料の製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	<b>動植物油脂製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	<b>イースト製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	<b>でん粉又は加工でん粉の製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	<b>ぶどう糖又は水あめの製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	<b>めん類製造業</b> の用に供する湯煮施設
17	<b>豆腐又は煮豆の製造業</b> の用に供する湯煮施設
18	<b>インスタントコーヒー製造業</b> の用に供する抽出施設
18-2	<b>冷凍調理食品製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18-3	<b>たばこ製造業</b> の用に供する施設 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	<b>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業</b> の用に供する施設 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練槽 (ホ)シルケット機 (ハ)漂白機及び漂白槽 (ト)染色施設 (フ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	<b>洗毛業</b> の用に供する施設 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	<b>化学繊維製造業</b> の用に供する施設 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21-2	<b>一般製材業又は木材チップ製造業</b> の用に供する湿式パーカー
21-3	<b>合板製造業</b> の用に供する接着機洗浄施設
21-4	<b>パーティクルボード製造業</b> の用に供する施設 (イ)湿式パーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	<b>木材薬品処理業</b> の用に供する施設 (イ)湿式パーカー (ロ)薬液浸透施設

23	<p><b>パルプ、紙又は紙加工品の製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む) (リ)セロハン製膜施設 (ス)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設</p>
23-2	<p><b>新聞業、出版業、印刷業、又は製版業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p><b>化学肥料製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設</p>
25	<p><b>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)塩水精製施設 (ロ)電解施設</p>
26	<p><b>無機顔料製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設</p>
27	<p><b>25、26以外の無機化学工業製品製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち反応施設 (ト)よう素製造施設のうち吸着施設及び沈殿施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち沈殿施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設 (ス)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設</p>
28	<p><b>カーバイト法アセチレン誘導品製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)さく酸エステル製造施設のうち洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうちメチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p><b>コールタール製品製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p><b>発酵工業(5.10.13以外)</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設</p>
31	<p><b>メタン誘導品製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p><b>有機顔料又は合成染料の製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設</p>
33	<p><b>合成樹脂製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)フッ素樹脂製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ス)湿式集じん施設</p>
34	<p><b>合成ゴム製造業</b>の用に供する施設</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器</p>
35	<p><b>有機ゴム薬品製造業</b>の用に供する施設 (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設</p>
36	<p><b>合成洗剤製造業</b>の用に供する施設 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設</p>

37	<b>石油化学工業</b> (31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設 (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 (オ)ノルマルパラフィン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ウ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 (コ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち反応施設及びメチルアルコール回収施設 (ク)廃ガス洗浄施設
38	<b>石けん製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
39	<b>硬化油製造業</b> の用に供する施設 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	<b>脂肪酸製造業</b> の用に供する蒸留施設
41	<b>香料製造業</b> の用に供する施設 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	<b>ゼラチン又はにかわの製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	<b>写真感光材料製造業</b> の用に供する感光剤洗浄施設
44	<b>天然樹脂製品製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	<b>木材化学工業</b> の用に供するフルフラール蒸留施設
46	<b>有機化学工業製品製造業</b> (28～45 以外)の用に供する施設 (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	<b>医薬品製造業</b> の用に供する施設 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合) (ホ)廃ガス洗浄施設
48	<b>火薬製造業</b> の用に供する洗浄施設
49	<b>農薬製造業</b> の用に供する混合施設
50	<b>第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業</b> の用に供する試薬製造施設
51	<b>石油精製業</b> (潤滑油再生業を含む) の用に供する施設 (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51-2	<b>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業</b> (防振ゴム製造業を除く) <b>更生タイヤ製造業又はゴム板製造業</b> の用に供する直接加硫施設
51-3	<b>医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業</b> の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	<b>皮革製造業</b> の用に供する施設 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	<b>ガラス又はガラス製品の製造業</b> の用に供する施設 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	<b>セメント製品製造業</b> の用に供する施設 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設 (蒸気養生施設を含む)
55	<b>生コンクリート製造業</b> の用に供するバッチャープラント



56	<b>有機質砂かべ材製造業</b> の用に供する混合施設
57	<b>人造黒鉛電極製造業</b> の用に供する成型施設
58	<b>窯業原料</b> （うわ薬原料を含む）の <b>精製業</b> の用に供する施設 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	<b>碎石業</b> の用に供する施設 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	<b>砂利採取業</b> の用に供する水洗式分別施設
61	<b>鉄鋼業</b> の用に供する施設 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗淨施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	<b>非鉄金属製造業</b> の用に供する施設 (イ)還元槽 (ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く） (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗淨施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	<b>金属製品製造業又は機械器具製造業</b> （武器製造業を含む）の用に供する施設 (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗淨施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗淨施設
63-2	<b>空きびん卸売業</b> の用に供する自動式洗びん施設
64	<b>ガス供給業又はコークス製造業</b> の用に供する施設 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む）
64-2	<b>水道施設</b> （水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう）、 <b>工業用水道施設</b> （工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう） <b>又は自家用工業用水道</b> （同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう）の <b>浄水施設</b> （浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル以上） (イ)沈殿施設 (ロ)ろ過施設
65	<b>酸又はアルカリによる表面処理施設</b>
66	<b>電気メッキ施設</b>
66-2	<b>旅館業</b> (旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く)をいう)の用に供する施設 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66-3	<b>共同調理場</b> （学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう）に設置されるちゅう房施設 （業務用総床面積が 500 平方メートル以上）
66-4	<b>弁当仕出屋又は弁当製造業</b> の用に供するちゅう房施設（業務用総床面積が 360 平方メートル以上）
66-5	<b>飲食店</b> (66 の 6 及び 66 の 7 を除く)に設置されるちゅう房施設(業務用総床面積が 420 平方メートル以上)
66-6	<b>そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店</b> (66 の 7 を除く)に設置されるちゅう房施設（業務用総床面積が 630 平方メートル以上）
66-7	<b>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する飲食店</b> で設置を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置させるちゅう房施設（業務用総床面積が 1,500 平方メートル以上）
67	<b>洗濯業</b> の用に供する洗淨施設
68	<b>写真現像業</b> の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68-2	<b>病院</b> （医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗淨施設 (ハ)入浴施設
69	<b>と畜業又は死亡獣畜取扱業</b> の用に供する解体施設
69-2	<b>中央卸売市場</b> （卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう）に設置される施設（水産物に係るものに限る） (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場

69-3	<b>地方卸売市場</b> （卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号)第 2 条第 2 号に規定するものを除く)をいう)に設置される施設（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル以上）（イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
70	<b>廃油処理施設</b> （海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するもの）
70-2	<b>自動車分解整備事業</b> （道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう)の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル以上）
71	<b>自動式車両洗淨施設</b>
71-2	<b>科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場</b> で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 （イ）洗淨施設 （ロ）焼入れ施設
71-3	<b>一般廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう）である焼却施設
71-4	<b>産業廃棄物処理施設</b> （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう） （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで第 8 号又は第 11 号に掲げるものに限る）のうち国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの （ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号に掲げる施設
71-5	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
71-6	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
72	<b>し尿処理施設</b> （建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽）
73	<b>下水道終末処理施設</b>
74	<b>特定事業場から排出される水</b> （公共用水域に排出されるものを除く）の <b>処理施設</b> （72・73 を除く）

## 浄化センター受入基準及び下水排除基準

対象物質または項目		排除基準	浄化センター受入基準
温度	非製造業	45度未満	45度未満
	製造業	40度未満	40度未満
PH (水素イオン濃度)	非製造業	5超～9未満	5超～9未満
	製造業	5.7超～8.7未満	5.7超～8.7未満
BOD(生物化学的酸素要求量)	非製造業	600未満	600未満
	製造業	300未満	300未満
SS (浮遊物質)	非製造業	600未満	600未満
	製造業	300未満	300未満
ルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱物油	5以下	5以下
	動植物油	30以下	30以下
ヨウ素消費量		220未満	220未満
窒素含有量	非製造業	240未満	240未満
	製造業	150未満	150未満
磷含有量	非製造業	32未満	32未満
	製造業	20未満	20未満
フェノール類		5以下	5以下
銅及びその化合物		3以下	3以下
亜鉛及びその化合物		2以下	2以下
鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下
マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下
クロム及びその化合物		2以下	2以下

単位は温度、PH及びダイオキシン類を除き全てmg/ℓである。

※有害物質(健康項目)を扱う工場及び排水量1,000m<sup>3</sup>/日の工場は、受け入れできません。

対象物質または項目		排除基準	浄化センター受入基準
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	扱っていないこと
	シアン化合物	1以下	
	有機磷化合物	1以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下	
	六価クロム化合物	0.5以下	
	ヒ素及びその化合物	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	
シマジン	0.03以下		
チオベンカルブ	0.2以下		
ベンゼン	0.1以下		
セレン及びその化合物	0.1以下		
ほう素及びその化合物(河川)	10以下		
ふっ素及びその化合物(河川)	8以下		
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	非製造業 380未満 製造業 125未満		
ダイオキシン類(pg-TEQ/ℓ)	10以下		
1,4-ジオキサン	0.5以下		

水質項目の下水道に与える影響

水質項目	下水道に与える影響
温度（高温）	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的 反応促進による管の腐食・有機物分解（悪臭、有害ガス、可燃性ガス の発生）
水素イオン濃度（PH）	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食（施設の損傷）、他の排水と の混合による有毒ガス（硫化水素、シアン化水素）の発生（管渠内作 業に支障）、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下
生物化学的酸素要求量（BOD）	高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下
浮遊物質（SS）	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設に過負荷、生物処理機能 の低下
沃素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生（管渠内作業に支障、硫酸を生 成し施設を損傷）
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類、動植物油脂類）	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等 の施設の汚染、作業能率の低下、微生物の呼吸阻害による処理機能の 低下
窒素	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難
燐	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難
シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処 理機能の低下
カドミウム 鉛 六価クロム 有機燐 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の 悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により処理 が困難
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下
銅 亜鉛 鉄（溶解性） マンガン（溶解性） クロム	高温では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の 悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	管渠内作業に支障  毒性による生物処理機能の低下
ふっ素	生物処理機能の低下

## 第7章 排水設備工事等の事務手続き

排水設備、水洗便所設置工事及びそれらの工事と関係の深い公共汚水ます等設置工事の事務手続きを適正に行うことで、工事計画から完了に至るまでの施工が順調に実施することが出来るものである。また、供用開始区域内においても、公共下水道接続の計画をする敷地に対して、取付管の事前調査とそれに伴う事務はとても重要である。さらに、融資制度の活用がある場合は、同時に手続を行う必要がある。

### 1 手続きの代行

公共汚水ます等設置工事の申請や、排水設備及び水洗便所の工事の計画確認申請については、排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が申請者に代わって書類作成、提出などの手続を行うことにより、公共汚水ます等設置工事とこれに伴う排水設備などの工事との連携、並びに排水設備等の工事の設計及び施工の一貫性を保つようにしている。また、融資あっせん制度を利用するための申請手続きもこれらの工事の手続と不離一体のものであるため、指定工事店が手続を代行すべきである。

### 2 下水道管（枝管）の新設に対する事務

#### (1) 説明会の開催

下水道汚水管（枝管）を新たに布設する場合は、下水道課で布設工事着手前に関係地域住民を対象に説明会を実施して、次のことを説明し、理解と協力を得ることとしている。なお、関係地域が小規模の場合には、個別の説明に代える場合がある。

- ① 汚水管（枝管）布設及び取付管設置工事の時期、工法などについて
- ② 公共汚水ます等設置届出書について
- ③ 犬山市排水設備指定工事店について
- ④ 受益者負担金及び下水道使用料について
- ⑤ 融資あっせん制度について

#### (2) 公共汚水ます等設置届出書及び取付管設置工事

下水道汚水管（枝管）の布設工事前に、関係地域住民から公共汚水ます等設置届出書を提出していただき、それを基に各宅地等に取付管の設置工事を行う。この届出書提出に際して、公共汚水ます設置位置の相談を指定工事店に無料で受けることができる。

### 3 既設の下水道管（枝管）に対する事務

#### (1) 公共汚水ます等設置届出

既に公共下水道が整備され供用開始している区域で、まだ公共汚水ます等設置届出書が提出されていない場合には、指定工事店を経由して届出書（記入例－1）を提出しなければならない。この届出書を基に各宅地等に取付管の設置工事を行う。

公共汚水ます等の設置工事は、排水設備などの工事と同じ時期に行うことが多いので、排水設備などの工事に関する書類も一括して提出することとしている。

## 4 排水設備工事の事務

### (1) 確認申請

排水設備または水洗便所の築造などを行おうとする者は、あらかじめ排水設備等計画確認申請書（記入例－2）に排水設備調書（記入例－3）などの必要な書類を添付し、指定工事店を経由して下水道課へ提出しなければならない。

### (2) 審査及び施工

下水道課では、提出された申請書について審査を行う。指定工事店は、審査が終了し確認を受けてから工事にかかるようにしなくてはならない。また、工事内容が当初計画（設計）と異なるときは、排水設備等確認事項変更届（記入例－4）を事前に提出して、確認を受けなければならない。

### (3) 完了届の提出

申請者は、指定工事店を経由して工事完成后5日以内に排水設備等工事完了届（記入例－5）を下水道課へ提出しなければならない。

### (4) 使用届の提出

使用者は、排水設備等工事完了届の提出前であっても、接続工事が終了し使用可能となった時点で公共下水道使用届（記入例－6）に水道メーター指針確認書を添付して下水道課に提出しなければならない。

### (5) 現場検査

工事完了届が提出された場合、下水道課では、現場検査を行い、工事が適正に実施されたかを確認する。現場検査で不良箇所の発見や問題があると判断された場合は、指定工事店は、指示に従い手直しをして再度検査を受けなければならない。

## 5 指定工事店の役割

排水設備の新設、増設又は改築を行おうとする者は、指定工事店に依頼し、施工前にその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例、規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。（条例第6条）

- ① 技術上の基準に適合した排水設備の設置を図るため、市長が指定する工事店でなければ施工することができない。（条例第9条）

ア 指定工事店が排水設備工事の計画の確認を受けずに工事を行うことは、指定工事店の責務に違反し、指定の取消し等の処分を受けることがある。

イ 排水設備工事の設計及び施工管理を責任技術者の責務として義務づけている。

### (1) 排水設備等計画確認申請書の提出

排水設備の計画確認申請は、施行規則第4条で定める排水設備等計画確認申請書、排水設備調書に所定の事項を記入し、必要な図書を添付して申請する。

#### ① 排水設備等計画確認申請書

排水設備調書

- ア 位置図 ・ 縮尺 2, 500分の1程度
  - ・ 申請地、方位及び目標物を標示
- イ 平面図 ・ 縮尺 200分の1程度
  - ・ 公共汚水ます等及び汚水・雨水ますの位置、形状寸法
  - ・ 他人の排水設備を使用する場合はその位置
  - ・ 浄化槽の位置
  - ・ 除害施設及びポンプ施設の位置
- ウ 縦断面図 ・ 横の縮尺は平面図に準じ、縦の縮尺 50分の1程度
- エ 配管立図 ・ 縮尺 200分の1程度（※必要に応じて）
- オ 構造詳細図 ・ 縮尺 20分の1程度（除害施設は、縮尺 100分の1程度）
- カ その他、下水排除のための必要な図書

## ② 審査及び施工

市長は、計画確認の申請を受けたときは、その排水設備の設計の内容を審査して設置及び構造基準に適合することを確認する。指定工事店は、計画内容の確認を受けた後でなければ施工してはならない。また、工事内容が当初計画と異なる（軽微なものは除く）時は、排水設備等確認事項変更届を事前に提出して、確認を受けなければならない。

## ③ 完了届

当該工事が完了した日から5日以内に排水設備等工事完了届を市長に提出する。

## ④ 使用届

使用者は、排水設備等工事完了届の提出前であっても、接続工事が終了し使用可能となった時点で公共下水道使用届（記入例－6）に水道メーター指針確認書を添付して下水道課に提出しなければならない。

## ⑤ 検査

完了届が提出されると、現場検査を行い、工事が適切に実施されたか確認する。

## (2) 水洗便所等改造資金融資あっせん申込みに係る書類の提出

水洗便所等改造資金融資あっせん申込書は、排水設備等計画確認申請書と併せて提出します。工事が完成したときは、排水設備等工事完了届の提出をもって、水洗便所等改造工事完了の報告とする。

## (3) 取付管未施工箇所の場合

下水道汚水管（枝管）が整備された区域で、取付管が未施工の箇所は、公共汚水ます等設置届出書、排水設備等計画確認申請書を提出し、取付管の施工について下水道課と協議する。ただし、申請してから取付管が施工されるまで概ね1月～2月を要するので、急を要する場合は事前に協議を行う。

公共汚水ます等設置届出書

令和〇年〇月〇日

犬山市長

届出者 住所 **犬山市〇〇〇〇〇**  
 氏名 **犬山 太郎**  
 電話 **XX-XXXX-XXXX**

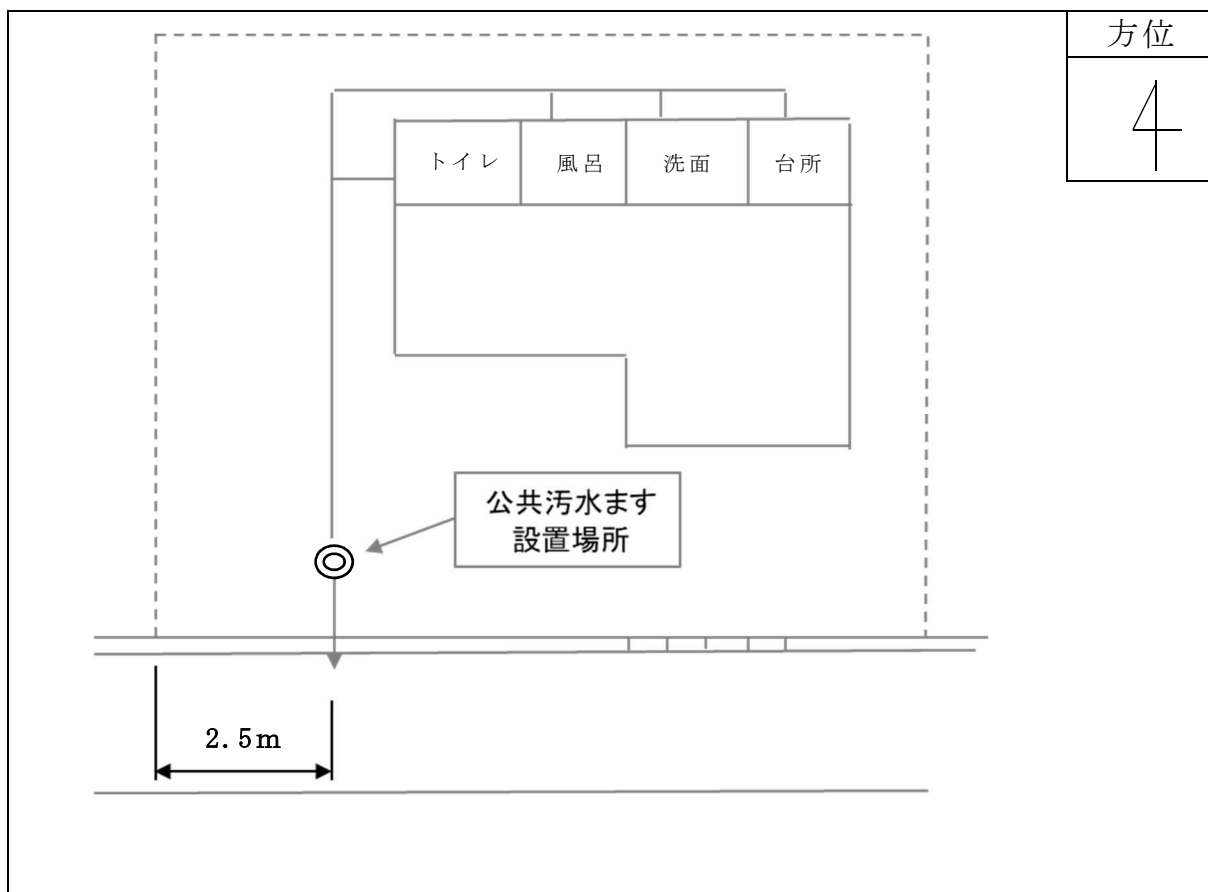
公共汚水ます等の設置を希望しますので、犬山市公共汚水ます等設置要綱に基づき、次のとおり届け出ます。

土地所在地	<b>犬山市大字〇〇字△△</b>	地積 合計	<b>180.00</b> m <sup>2</sup>
-------	-------------------	----------	------------------------------

※ 届出者と土地所有者が異なる場合は記入してください。

土地所有者	住 所	<b>犬山市大字〇〇字△△</b>
	氏 名	<b>犬山 一郎</b>

見取図



凡 例		2 箇所目 自費負担	有 ・ 無	
-----	敷地境界	確認	No.	
◎	公共汚水ます設置箇所			





排水設備調書 (新設) 増設・改築

計  
画  
確  
認

取付管	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公共汚水ます	型 H=	m	工事費 円
公共汚水ます写真貼付欄			
本管上流人孔からの距離 L= m (改築においても計測すること)			
<h1>写真貼付</h1>			

確認番号			
水栓番号	〇〇-△△	メーター番号	XX-YY
設置場所	犬山市大字〇〇字△△番地		
申請者	住所	犬山市〇〇〇〇〇	
	ふりがな	イヤマ タロウ	
氏名	氏名	犬山 太郎	
	住所	犬山市〇〇〇〇〇	
使用者	ふりがな	イヤマ タロウ	
	氏名	犬山 太郎	
建物種別	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 ( ) <input type="checkbox"/> 事業所 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
現況形態	<input checked="" type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 新築		
付 近 見 取 図 ( 1 : 2500 )			
<h1>見取図貼付</h1> <p>※住宅地図の添付可</p>			
着手予定	令和〇年〇月〇日	審査年月日	年 月 日
完了予定	令和〇年〇月〇日	検査年月日	年 月 日

完  
了  
確  
認

指定工事店 〇〇設備

責任技術者 尾張 次郎

平面図 S = 1 / 200 仮地盤高 (K B M) 10.00m 汚水 : 赤 雨水 : 緑 新設 : 実線 既設 : 破線

	方位
<h1 style="margin: 0;">平面図貼付</h1> <p style="margin: 0;">※手書き可</p>	

縦断面図

$S = 1 / 50$ $S = 1 / 200$	<h1 style="margin: 0;">横断面図貼付</h1> <p style="margin: 0;">※手書き可</p>	
内 径 ・ 管 種		
勾 配 ・ 管 路 延 長		
掘 削 深		
管 底 高		
地 盤 高		
追 加 距 離		
区 間 距 離		

## 排水設備等確認事項変更届

令和○年○月○日

犬山市長

申請者 住所 **犬山市○○○○○**  
 氏名 **犬山 太郎**  
 電話 **XX-XXXX**  
 指定工事店 所在地 **犬山市△△△△△**  
 名称 **○○設備**  
 電話 **YY-YYYY**

排水設備等確認事項を変更したいので次のとおり届け出ます。

届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )
確認番号	<b>●●-▲▲</b>
水栓番号	<b>○○-△△</b>
メーター番号	<b>XX-YY</b>
設置場所	<b>犬山市大字○○字△△番地</b>
変更前	<b>工事施行期間 令和△年△月△日まで</b>
変更後	<b>工事施行期間 令和◇年◇月◇日まで</b>
変更理由	<b>工事施行期間の延長のため</b>

※ 下記の欄は、記入しないでください。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり確認します。	
犬山市長	
確認番号	
水栓番号	
メーター番号	
特記事項	

## 排水設備等工事完了届

令和〇年〇月〇日

犬山市長

申請者 住所 **犬山市〇〇〇〇〇**  
 氏名 **犬山 太郎**  
 電話 **XX-XXXX**  
 指定工事店 所在地 **犬山市△△△△△**  
 名称 **〇〇設備**  
 電話 **YY-YYYY**

排水設備等の工事が完了したので次のとおり届け出ます。

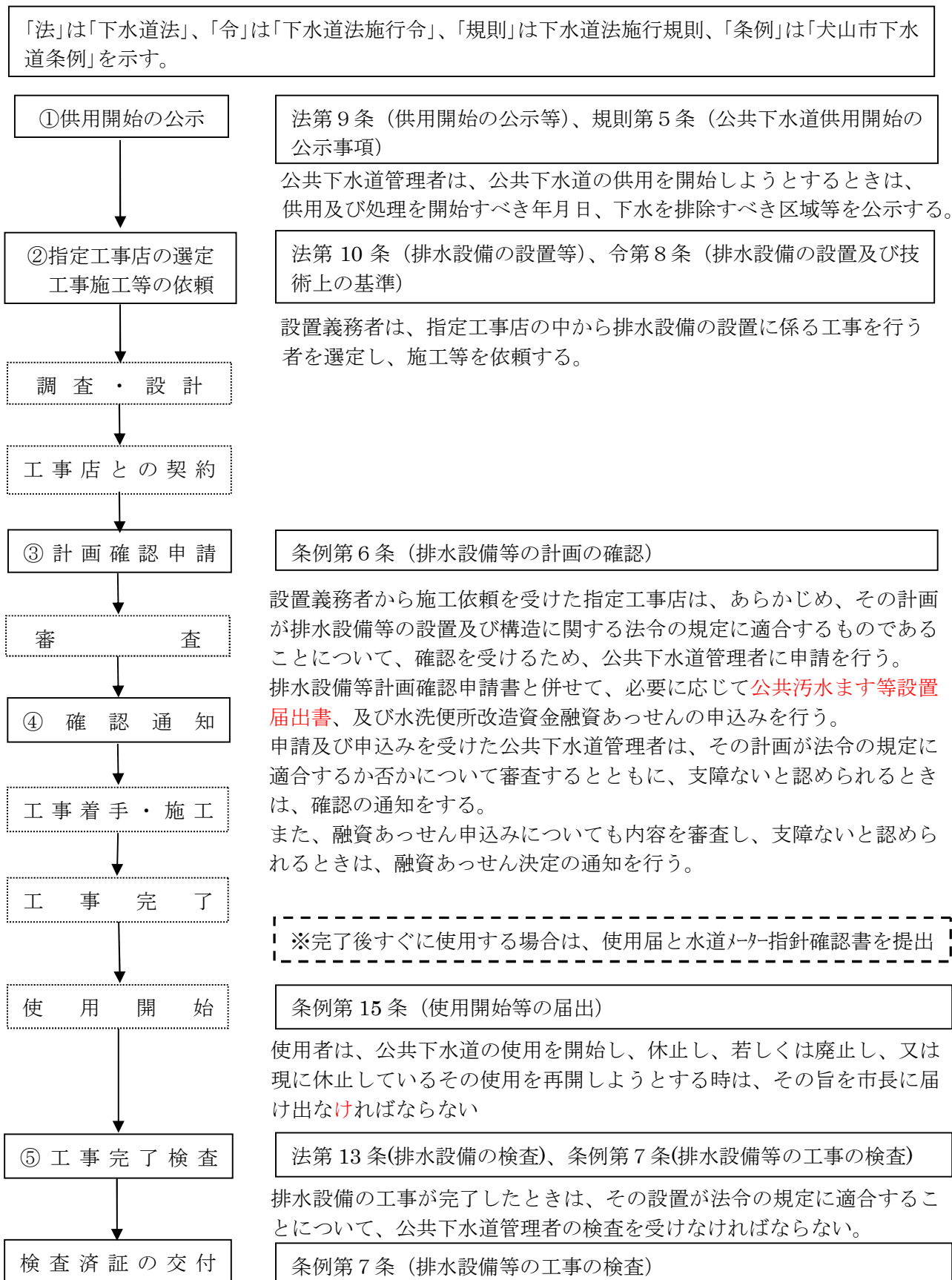
届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他 ( )
確認番号	<b>●●-▲▲</b>
水栓番号	<b>〇〇-△△</b>
メーター番号	<b>XX-YY</b>
設置場所	<b>犬山市大字〇〇字△△番地</b>
工事完了年月日	<b>令和〇年〇月〇日</b>
備考	

※ 下記の欄は、記入しないでください。

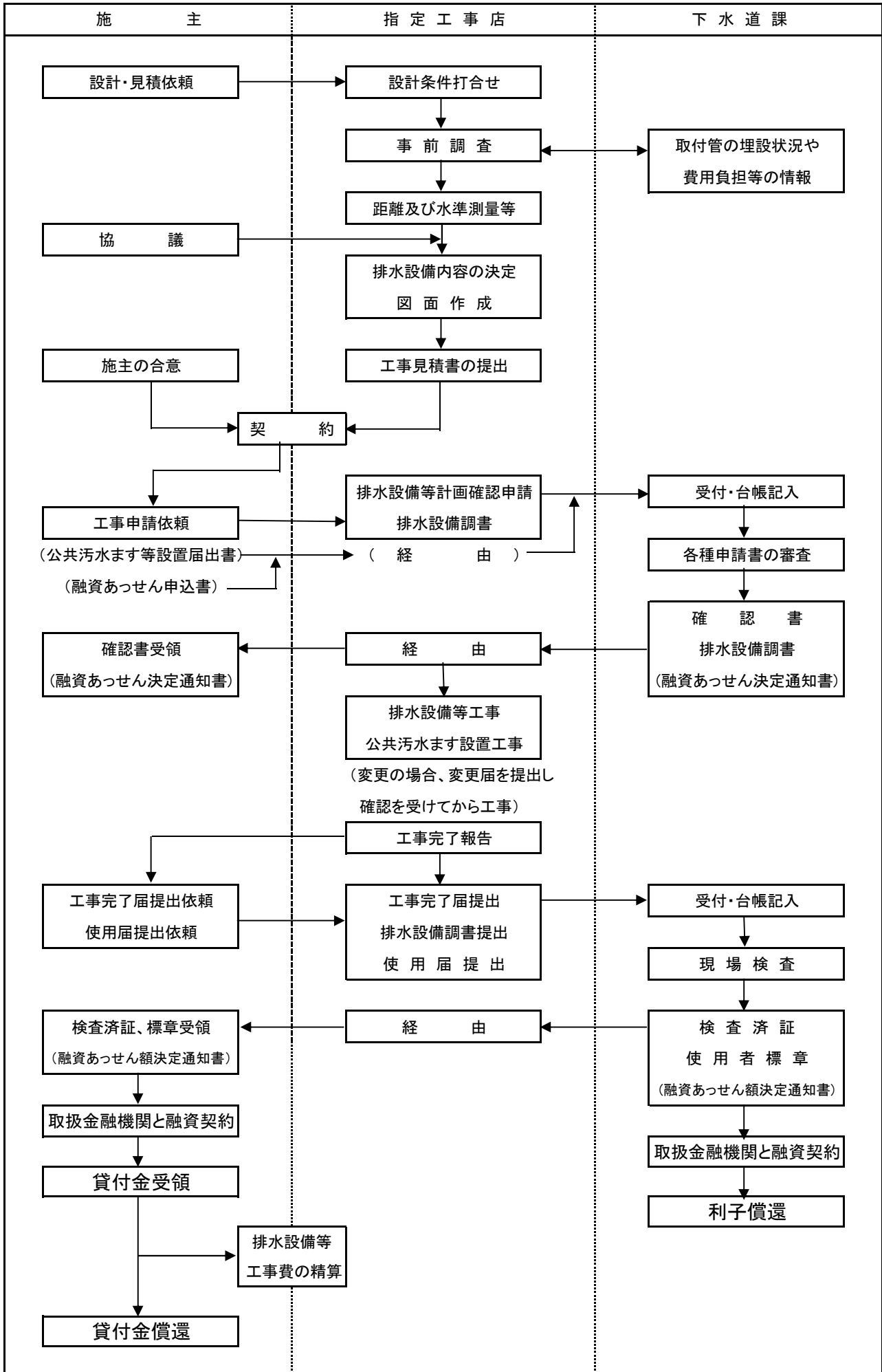
検査年月日	年 月 日	検査員	
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格		
指示事項			



表 7 - 1 排水設備の事務等の流れ



# 排水設備に係る事務の流れ





## 第8章 完了検査

### 1 完了検査の要領

排水設備工事を完了したときは、条例第7条に基づき、当該工事完了の日から5日以内に届出（規則第5条、様式第5）をするとともに、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。なお、既設の排水施設を排水設備として利用する場合も同様に検査を受けなければならない。

完了検査の主な項目は、次のとおりです。

- ① 提出設計図面との相違（設置位置、材料、勾配等）
- ② 公共汚水ますへの取付状況
- ③ 汚水ますの設置、構造等
- ④ 汚水、雨水の分離
- ⑤ ますの継目等からの侵入水、漏水の有無
- ⑥ 排水管の状況（排水の流れ等）
- ⑦ 汚水ます、排水管の周りの沈下の有無
- ⑧ 既設管の使用の有無、適正

検査の結果、改修を要する箇所があるときは、施工した指定工事店に改修を命ずる。

### 2 検査済証

排水設備工事が条例第4条その他法令の規定に適合していると認めるときは、条例第7条に基づき排水設備等工事検査済証（規則第6条、様式第6）を交付します。

### 3 検査の注意事項

- ① 排水設備工事完了届を提出する前に、排水管及びますの仕上がり状況等、排水設備が適切に施工されているか、自主検査を行う。
- ② 検査立会の連絡があった場合は、速やかに申請者に連絡をとり、検査当日に立入りができるようにする。また、検査当日は、責任技術者が検査に立ち会うこと。
- ③ 検査の手直し事項は直ちに改修し、その報告を行い再度検査を受ける。

## 第9章 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

処理開始の日から3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造し又は浄化槽を廃止し、公共下水道への接続工事を行うには、まとまった資金が必要となるので、これを行う者を対象に資金の融資あっせん及び融資を行う金融機関への利子補給をする。この制度は、公共下水道への接続を促進し、環境衛生の向上を図ることを目的としている。

### 1 融資あっせん対象工事及び融資あっせん額

融資あっせん額は、次表の左欄に掲げる下水道接続に伴う工事のために、「融資あっせん」で受けた融資額とする。

融資あっせん対象工事	融資あっせん限度額
・くみ取り便所から水洗便所へ改造するため便器等の設置 並びにこれに伴う排水設備工事	1件 600,000円
・浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備工事	1件 400,000円

ただし、便槽又は浄化槽が1箇所増す毎に200,000円を加算した額が融資あっせん限度額。

### 2 融資あっせん対象者

融資あっせんを受けることができる者は、前項の融資あっせん対象工事に規定する工事をしようとする者で、次に掲げる要件を備えている者とする。

- ① 処理区域内で建築物の所有者又は占有者（改造工事について所有者の承諾を得ること）であること。
- ② 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ③ 融資を受けた改造資金の償還について支払い能力を有すること。
- ④ 市内に住居し、独立の生計を営み、保証人として弁済資力がある、取扱金融機関が認めた連帯保証人を有すること。
- ⑤ 処理開始の日から3年以内に対象工事を行う者。

### 3 融資あっせんの条件

融資あっせんの条件は、次のとおりとする。

- ① 融資金には、利子を付さない。
- ② 融資を受けた月の翌月から起算して、40月以内の元金均等方式により融資金の償還をすること。ただし、繰上償還を行うことができる。
- ③ 市長が指定する取扱金融機関で融資を受けること。

### 4 融資あっせんの申込手続き

#### ① 融資あっせんの申込

融資あっせんを受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書と併せて、水洗便所改造資金融資あっせん申込書（記入例－7）に必要な書類を添付して提出しなければなら

ない。

② 融資あっせんの決定

提出された書類を審査したうえ融資あっせんの適否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書を申込者に通知する。

③ 工事の完成等

工事完成後は、速やかに工事完了届を提出する。

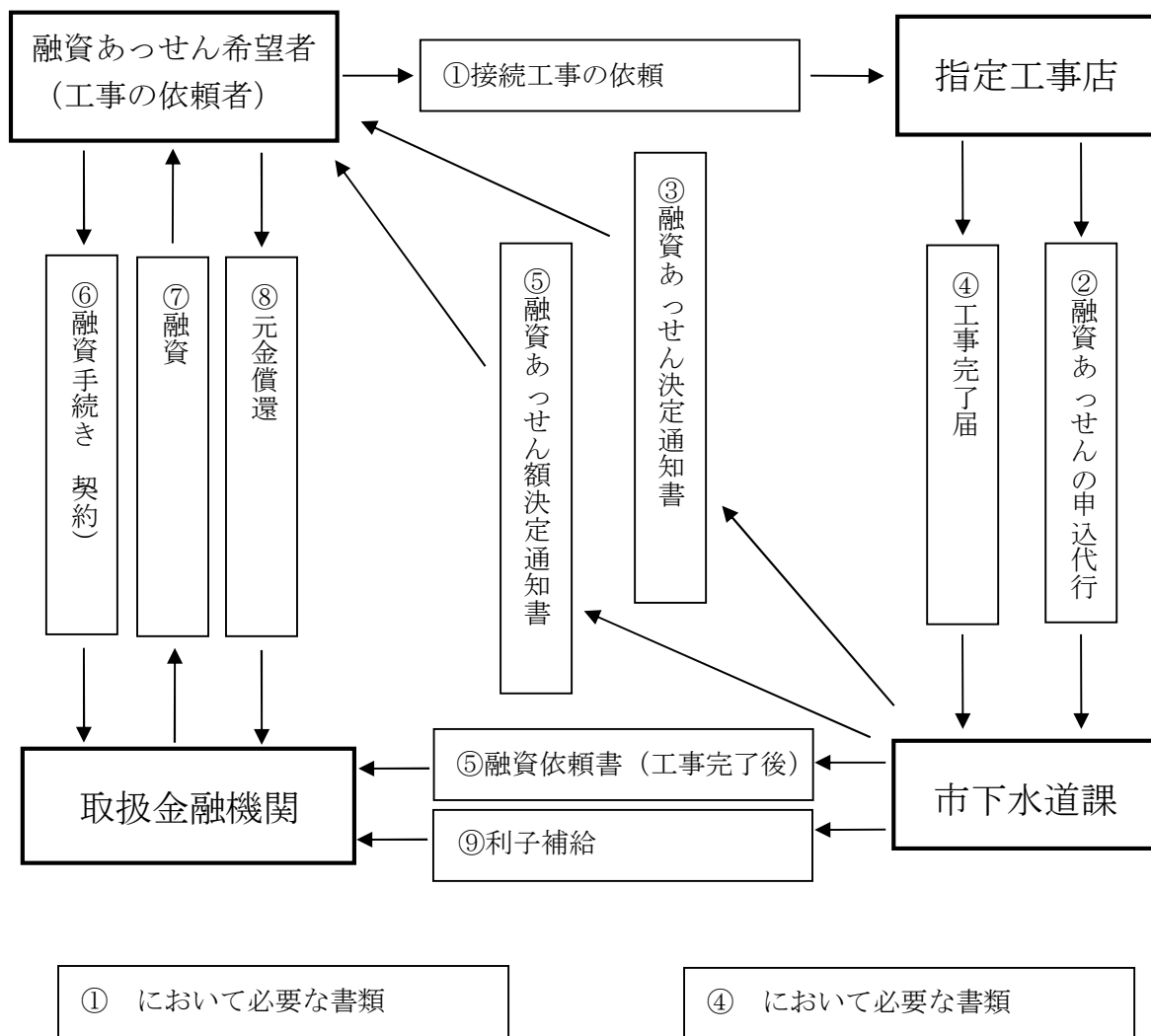
④ 融資あっせん額の決定

完了検査に合格した後、速やかに融資あっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書により、申込者に通知するとともに取扱金融機関に対し融資の依頼をする。

⑤ 利子補給

市長は、融資を行った取扱金融機関に対し、融資に係る利子を補給する。

表 9-1 融資あっせん及び利子補給制度の事務手続き



(1) 連帯保証人の印鑑登録証明書の写し

(2) 改造工事に係る見積書の写し

(1) 改造工事に係る請求書の写し

## 水洗便所改造資金融資あっせん申込書

令和〇年〇月〇日

犬山市長

申込者 住 所 **犬山市〇〇〇〇〇**  
 氏 名 **犬山 太郎**  
 電 話 **XX-XXXX-XXXX**

次のとおり申込みます。

申 込 金 額	<b>150,000</b> 円	
希望する取扱 金融機関名	〇〇銀行	
連 帯 保 証 人	住所 <b>犬山市〇〇〇〇〇</b>	
	氏名 <b>愛知 花子</b>	電話 <b>XX-XXXX</b>
建 物 所 有 者 の 承 認	住所 <b>犬山市〇〇〇〇〇</b>	
	氏名 <b>犬山 一郎</b>	電話 <b>XX-XXXX</b>
工 事 場 所	<b>犬山市〇〇〇〇〇</b>	
工 事 期 間	<b>令和〇年〇月〇日</b> から <b>令和△年△月△日</b> まで	
工事費見積額	<b>150,000</b> 円	
指定工事店	〇〇設備	
添 付 書 類	連帯保証人の印鑑登録証明書の写し 排水設備工事費内訳書	